





豊、唐津、佐世保、山口などいわゆる旧産炭地域の大半がここに属します。

同じ産炭地域といつても、国あるいは関係自治体の必死の努力にもかかわらず、このようにはつきりとした地域格差が生じてきています。これは簡単に言え、人口激減地域と人口が下げどまつた地域の違いといふのは、本格的な閉山の時期の違いでありますし、また人口増加地域と人口下げどまり地域の違いといふのは、産炭地域の置かれた地理的位置の違いによって生じたものと見ることができます。北海道の山間部や九州の離島、さらに成長しつつある工業地帯や大都市から遠隔地にある産炭地域は回復が遅いという特徴があります。

こうした三十年間の地域間の格差を十分に配慮しつつ、きめ細かに産炭地域振興政策を実施することが適当と考えます。その意味で、今回の答申で、重点対象地域、一定の猶予期間の後指定を解除する地域、五年の経過の後見直しを行う地域の三つに分け、異なる方向を追求していることは妥当であると考えます。

第三点は、産炭地域振興政策についての考え方についてであります。この点についてさらに三つのことを探しておきます。その地域がかつての産業構造や国土構造が急激に変化し、産炭地域振興政策の目標についてであるべき産業立地や地域経済を研究している者からすれば、特定の産業に依存してきた地域がベースとなる産業が衰退したために人口の減少を見た場合、その地域がかつての人口の規模に回復するということは、他の成長産業の最適立地地域とならない限りほとんど不可能であります。したがって、振興政策の目標を人口をもとに戻すこと、そこにある多くの産炭地域の振興の目標を人口増加の全国加重平均にすることもかなり無理があると思います。

要は、石炭産業の不況によつてもたらされたマ

イナスの影響、例えば高い失業率や生活保護率、ボタ山、炭住、厳しい財政負担などを解消するこ

とで、人口については縮小均衡であつてもよいと思ひます。したがつて、答申が、「石炭鉱業の不況という特殊な要因の影響が著しく希薄化したこと認められる地域については、産炭地域振興対策を継続するよりは、他の一般的な地域振興対策をねていくことが妥当である」と述べていること

は、産炭地域振興政策の基本的な考え方を明示したものと理解できます。

二つは、今産業構造や国土構造が急激に変化しつつあり、情報化サービス化、都市化が進んでいる中につけて、その流れに対応した産炭地域振興政策が求められています。この点では、かつて

のようになんかに産炭地域への工業の誘致、育成一辺倒の考え方は修正を余儀なくされています。

石狩の市町村のようなスキーヤー場や石炭博物館、筑豊の飯塚のような研究学園都市などといった製造業以外の分野の誘致、育成で町づくりをしているところがあつて、その流れに対応した産炭地域振興政策がふえていています。こうした動きが積極的に支援することが肝要かと思ひます。こうした観点から、産炭地域においてもその振興の核の一つとして、流通、情報、リゾート産業等、鉱工業以外の産業も幅広く包含していくこと、という動きが活発となりつつあり、こうした動きを今後積極的に支援していくことと答申が指摘していることは妥当と想ひます。

第三に、大きな第三番目の小さな第三でござい

ますが、都市化が急速に進行しつつあり、地方にあっても地方中枢都市や中核都市の成長が著しいことを考慮すれば、産炭地域がこの成長の極の波及効果を積極的に受け入れるような地域振興策を練ることが不可欠かと思ひます。先ほど指摘した周辺に立地していることを考えれば、こうした戦略は非常に具体的で現実的であると思ひます。具體的には、札幌、福岡、北九州などの百万都市、長崎や熊本などの五十万都市への道路の整備を最も重視することが大切と思います。新幹線の直方駅

の設置なども大きな意味を持つものと考えております。近年の飯塚の成長、宮田への自動車工業の立地は、急成長している福岡市とのリンクageが決定的な意味を持つているものと見られます。その点では、産炭地域振興実施計画がそれぞれの地

域の実情に合った形で広域的にかつ柔軟に作成されが必要があり、その原案の作成が国から道県知事に移行することは適切な措置と考えられます。それ以上、大きく三つの点について意見を述べさせていただきました。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○参考人(中田鉄治君) 引き続き、中田参考人にお願ひいたします。

夕張市長でございますので、まず、昭和六十二年

年の北炭真谷地炭鉱、さらにまた、昨年は三菱南大夕張炭鉱が閉山となりまして、その間、国会、諸先生を始め國の諸機関にいろいろ御支援賜りましたことを、この場をおかりいたしまして、厚く御礼申し上げたいと存じます。

さらに本日は、この三十年間、閉山に続く閉山、そして災害発生、失業者続出、生活保護者の増大等、過酷な体験をしてまいりました夕張市長といたしまして、この機会に参考人として、現地の報告及び意見を述べさせていただく機会をお与えくださいましたことに対しまして、感謝を申し上げたいと存じます。

まず、第八次石炭政策によりましてこの五年間に五山の閉山がありました。特に夕張市はそのうち一山の閉山があつたのであります。かつて夕張は人口約十二万人、現在は二万九百六十九人、二万を若干上回った程度であります。すなわち六年間に二十四山の閉山があつたわけであります。

夕張と言われた町から石炭が一切消え去つたわけであります。まさに、ことしも閉山、ことは災害、そして翌年も閉山と、三十年間毎年その繰り返しとその後の処理に対策を講じてまいり

ましたが、次から次と合理化、閉山によりまして激動の年月、不安の年月を過ごしてまいつたのであります。このことは夕張だけの問題ではなく、全国の産炭地が同じ運命をたどってきたのであります。

したがつて、その間、失業者の流出、生活保護者の増大、地方財政の破綻、地域の崩壊等々と、地域がこうむってきた影響ははかり知れないものまで産炭法の援助を受けながら対策を講じてきたところがありますが、自力で立ち直ることには限界があるわけでございます。しかし、何とか他市町村並みになるための懸念な自助努力を行い、これまで産炭法の援助を受けながら対策を講じてきたところがありますが、自力で立ち直ることには限界があるわけでございます。

私は、全国には産炭地以外の過疎、不況地域が多くあることは存じ上げておりますが、なぜ産炭法が必要かということ、すなわち他と違う点を申しあげなければなりません。石炭の町は九十九石炭だけに依存している町であつて、それは戦前、戦後を通して、戦時中は戦争に勝つために、戦後は日本の復興のために、唯一のエネルギーとして石炭を生産する使命を持たれてきたものであり、そのため人々を集め、住宅を建て、学校をつくり、道路をつくり、町をつくり上げてきたのです。しかし、エネルギーの変革、構造調整によって、国の政策として国内炭の撤退をせざるを得なくなつた。すなわち、石炭九十九%依存の町全体が崩壊するという現実、ここが他と違う点であり、産炭法の必要なゆえんであると思うわけ

であります。

前回の昭和五十六年、十年延長の際、産炭法は時限立法である、既に二十年の援助が続いている、この際廃止すべきではないかなどの意見もありました。しかし、現実の問題としては、全国二百五の産炭地のうち、当時まとめられた卒業基準により卒業できましたのはいわき一地域だけであり、いまだに二百四地域が残っているわけであります。それは、他市町村並みにいかなくとも、それに近い振興策ができなかつたことであると思ひます。すなわち、現行の振興援助策で

は抜本的な対策になつていいと言わざるを得ません。

したがつて、法の延長はぜひしていただきなければなりませんし、もっと抜本的な援助ができる具体的な内容が必要だと思うわけです。私は、抜本的な援助策があれば当然自助努力をし、三十年かかる必要はない、五年でいい。いや、三年でいい、早く産廃法の援助を受けなくてもいい自治体になりたい心情であります。

現在の援助方法、みずから発想や努力だけで卒業できないのであります。国全体が最後に沸いていたとき、私ども産廃地は特に第八次政策によつて影響を受けていた地域は大不況であります。

抜本的な援助をしていただかなければなりません。それはもちろん自治体みずから発想し、行動し、努力をしなければなりません。國、道、県の援助だけに頼る甘えは許されないと思うのです。抜本援助をいただき、重大注意を持って回復する努力をする義務があると思うわけであります。

そして、抜本策とは何をしてもらえばよいかであります。産廃地振興とは一体何をすればよいかであります。

そこで、第一は地域環境の復興、活性化をあります。その第一は地域環境の整備であります。放置された石炭産業撤退後の跡地の環境整備であります。環境改善を行わなければ、企業の立地もあり得ない、誘致もできない。でありますから、環境の整備が第一であります。第二に、その環境整備をするための産廃地財政の確立であります。環境整備は公共投資をしなければなりません。閉山の都度、これまで各省連絡会議で公共事業の援助を賜りました。公共事業の傾斜配分をいたしました。しかし、せっかく事業の認定をいたしましたが、その費用の一部負担金が出せない。公債費比率が高まるから起債が困難であります。したがつて、財政援助の抜本策が重要なのであります。

それでは、財政対策の抜本策とは何か。それは

大変難しい問題だと十分承知しておりますが、一つの例としておしつけな意見であります申しあげさせていただきます。

閉山後五箇年間は、その閉山された企業に交付金として援助していた補助金相当額をその企業があつたとみなして自治体に交付をして、自治体が新しい町づくりに五年間で仕上げると、うような財政援助策ができ得ないのでしょうか。または、税率をやつしていただけないかと思うわけであります。

また、私の町で言えば、三十年かから六分の一の人口になるまでに公共事業へ投資しなければならないなかつた起債の残金、起債償還金等を合わせますと、閉山に対応する公共事業に投資した起債の元利償還金が一年間に二十七億であります。その現状で新しい町づくりに公共投資をすることは不可能であります。その元利償還金に相当する額、またはその一部を新しい起債を発行して、何とか財源不足とならない、公債費比率が高まらない方途をつくつてもらえないでしょうか、こう思ひます。

また、産廃地振興債の設定を長年お願いしてあります、何といつても地域経済の復興、活性化をあります。その第一は地域環境の整備であります。放置された石炭産業撤退後の跡地の環境整備であります。環境改善を行わなければ、企業の立地もあり得ない、誘致もできない。でありますから、環境の整備が第一であります。第一に、その環境整備をするための産廃地財政の確立をいたしましたが、新しい制度をつくることが困難であるとすれば、過疎債の大幅減産廃地率をつくつて公共事業をやれるような体制をつくりただけない。一方減をつくつてもらえないでしようか、こう思ひます。

また、法の延長になりますと、実施される振興計画、実行計画は、実効性のある、具体性のある

計画、その中に必ず財政支援策を含めた振興計

画、実行計画をつくりさせていただきたいと思うの

であります。そしてまた、それを国として認め

いただきたいと思うのであります。それがらもう

一点は、最近の産廃地の中小企業は立ち直るために最大の努力をしていますが、最近土地投機等の関連において金融の引き締めがあり、金融の総括の関連で融資がされず困惑している実態にあります。土地投機抑制の関連で中小企業にしわ寄せな

どのないように特段の御配慮をお願いしたいと思

じます。

次に、石炭問題をあります。第八次石炭政策

は、需要を前提とする生産計画というふうに変貌いたしました。したがつて、これは需要がなければ生産をしても引き取れない政策に変わったわけ

であります。そういう実態を身をもつて夕張市は体験したわけであります。したがつて、いわゆる

チーザーが引き取れる援助政策を何とかしていかなければ、石炭需要は減る一方だと思います。この八次政策ができた時点で、私は需要はゼロと考

えなければならぬ、そう考えました。石炭特別会計ではなかなか無理な問題があろうかと思いま

すが、日本のエネルギー確保という関係を考え

て、まだ地域問題を考え、チーザーが引き取りやすい援助策をつくりていただきながらなければならない、産廃地振興策の抜本策を重点的に加えてい

ただきたいと思うわけであります。

最後に、私たちには、そういう意味におきまして自治体みずから発想して、勇気を持って実行する意気であります。(拍手)

どうか、この産廃法の延長、第九次石炭政策の充実を期していただきますよう特段の御援助をいたいと思います。

参考人(山本文男君) 私は、全国鉱業市町村連

田町長の山本でございます。

平素から、産廃地域の市町村に対しまして、各先生方には大変御支援をいただいておりますこ

とに最初にお礼を申し上げさせていただきます。

なおまた、本日は、参議院の商工委員会で審議されます産廃地域振興臨時措置法案に對しまし

て、意見を申し上げさせていただきます機会を与えさせていただきまして、まさにあります。

また、私は、主として旧産廃地域の市町村の立場より意見を申し上げさせていただきたいと思

います。

まず最初に、三十年間にわたりまして産廃地域振興の施策を実施していただきました。その結果は、それ相応の成果を上げたと私どもは認識して

いるところでございます。大変ありがとうございます。しかしながら、今回改正されようとしておりま

す法案に對しましては、幾つか私どもの立場から

の意見を持つておりますので、申し上げさせていただきたく思います。

まず最初に、今産廃地域として指定されております市町村は全部で二百四十三市町村ですが、中でも

疲弊の著しい六条市町村は、法を施行いたしましてから三十年を経過した今日においても、人口、財政力、地域を支える経済力など、依然として低い水準にとどまるなど厳しい状況にある市町村も少なくございません。

一方また、第八次石炭政策のもと、需要に見合つた生産体制への移行をいたすことで、厳しい閉山・合理化が実施された地域は、人口の急激な減少、これも先ほど御意見がございましたとおりで

すが、離職者の滞留など、その閉山・合理化の事後処理に追われ疲弊の度も一層増している状況に

ある市町村もございます。これら後遺症に非常に苦しんでいる地域の市町村が一般の市町村並みに浮揚するためにはなお相当の期間が必要でございまして、私どもいたしましては、今後最低十年

間の法の延長を行つていただきまして、強力な支援をお願いしたいところでございます。

○委員長(名尾良孝君) それでは、最後に山本参考人にお願いいたします。

○参考人(山本文男君) 私は、全国鉱業市町村連

合会の会長をさせていただいております福岡県添

なおまた、先ほど申し上げました三十年間の産炭地域の振興施策を続けていた結果、その成果が上がっているという地域があることはもう当然認められるところでございます。産炭法の改正延長が国会で承認後、産炭地域の指定の見直しのためでできるだけ早い時期に具体的な基準が作成され、その基準によつて指定の見直し、解除が行われることはやむを得ないと考えられますけれども、地元の市町村としては、極力現行どおりに指定をしていただいて御支援を願いたいと思っていただきます。しかしながら、やむを得ず地域指定を見直す場合は、地域の実情を十分御配慮いただきまして、猶予期間や支援措置に格段の手当をしていただくようお願い申し上げたいと思います。

次に、今回の改正の要点の一つになつております第四条のところでございますが、十カ年の法延長が認められまして行われることになりますと、その期間内に策定されました地域振興計画がそのとおり実行されるかどうか、産炭地域振興の目的を達成されるためには極めて重要なかぎり私は思うのです。このため、最大限計画の実効性を高めるため次のようないふ必要不可欠であると思つておるところでございます。

まず、第一点目でございますが、従来の産炭地域振興の計画策定はすべて通産大臣でございましたが、今回の法律案では、振興実施計画は道県の知事が地元の意向を聞いて原案を策定することになつております。特に、産炭地域においては、地域振興の骨格となります道路、交通網、水資源の開発などの基盤整備がおくれております。これらが解決しない限り産炭地域の浮揚は不可能と考えられます。実施計画には当然そしした基盤整備事業がメインになつてくると思われますが、これらの事業の実施に当たっては、地元もその実現に向けて從来にも増して責任を持つて対応するつもりでございますが、國も関係省庁と十分ひとつ調整を行つていただき、積極的な支援をしてくださるようお願い申し上げたいと思ひます。

その次でございますが、地元市町村が策定された振興実施計画に補完事業をしなければならないと思います。その補完事業をやらなければ、地域振興の実効性というのは非常に低くなつてくるおそれがあると思います。したがつて、その実効性を確保するため、市町村が行います事業が完全に実施できるように財政支援を強化していただきたいと思います。なお、現在でも交付税の中に産炭補正などが含まれておることは御承知のとおりでございまして、これらの措置につきましても何らかの方途を考えていただければ思つておるところでございます。

その次でございますが、一定期間内で振興の目

的を達成するためには、国と地元の関係者が一体

となつて努力を払うことはもちろんでござります

が、地元の市町村が最大限の自助努力を發揮する

ことが大変大事なことであると、私どもそう認識

しているところでございます。

その次でございますが、産炭地域の振興の障害

となつております炭鉱未利用跡地を再開発するこ

とが関係市町村振興のかなめとなると私は思いま

す。このため、自治体や第三セクターがこうした

炭鉱跡地などの土地を購入して町づくりのための

事業を実施する場合には、利子補給など特別の措

置をすることが大変必要だらうと思ひます。ま

た、産炭地域振興実施計画の振興目的達成を支援

するために、地域振興整備公団によりますところ

の炭鉱跡地の整備、再開発事業を実施するよう公

団の機能強化を図ることも大変大事なことである

と思いますので、ぜひひとつこれらについてお考

えをいただきたいというところでございます。

次に、石炭後遺症の問題でございます。産炭地

域の市町村の多くには、残存鉱床でござります

が、これは、今御存じのとおり平成一年初で四千

八百億円の鉱害景があるという調査結果でござ

ります。さらに、老朽炭住でございますが、この炭

住は全部で一千八千二百戸現在残つておりますま

で、そのうちに改良を必要とする炭住は一万一千

戸でござります。また、ボタ

山が一百五十三ヵ所ございまして、これらの後遺症が累積しているのはもう事実のとおりでござい

ます。これらが産炭地域振興の阻害要因となつて

おります。この問題を解決しなくては、本當の意

味での地域振興が達成されたとは言えないと思

います。この問題を解決しなくては、本當の意

味での地域振興が達成されたとは言えないと思

いて一応の基準はできておりますけれども、わかりやすくひとつその点についての説明をいただきたいというふうに思っております。

それから、この答申の一番最後にこういうことが述べられています。「今回の答申は、第八次石炭政策までの石炭政策の枠組みを基礎に検討を行つたものであるが、平成四年度以降の総合的な石炭政策について、現在石炭鉱業審議会において、検討がなされているところであり、その検討を踏まえ、今後の石炭政策と併せて、産炭地域対策の面で追加的対応が別途検討されるべきである。」こういうふうに新しい提案、新しいニーズが加えられているわけですが、この背景とかあるいはイメージといふものはどういう議論がされたのでしょうか。

以上四点について、笛生参考人から御意見をいただきたいと思います。

○参考人(笛生仁君) お答えをいたします。

第一の、今回の答申がエネルギー長期予想の石炭一千万吨レベルというものを前提にしてのことであるかということにつきましては、第二の質問とも関連いたしますけれども、私どもとしては、それを期待しつゝも前提とするとはしない、一応それは切り離す。あくまでも、八次策の影響のもとにおける産炭地域振興の問題に重点を絞つたというふうに御了解いただければと思いま

したがいまして、第二の、八次策による影響でさらに強力かつ重点的な施策を答申では盛つておりますことは、これは言うまでもなく、委員会並びに審議会といたしましては、従来以上の措置が関係機関の御努力によって達成をしていただきました。

それから、なお九次策とのかわり合いの問題につきましては、御案内のように、現行の産炭法は本年の十一月に期限切れになりますて、現在検討中の九次策とは時間的ななれがござります。そういうことを含めまして、私どもとしましては、九次策は今回の議論の対象としては特段に意

識しないといふ枠組みの中で検討を進めましたと

いうことでございます。そのことが実は最後の御質問の四点目でござりますけれども、答申の最後のところに九次策とのかわり合いのことを特に明記しております。そこで、九次策が出来ました段階では、改めて必要とあればもう一度見直すというふうな文言を入れた次第であります。

なお、戻りまして、第三点の対象地域の指定の解除あるいは見直しということについて、石炭を稼行している地域について指定見直し等についての不安が生じないかということにつきましては、私どもとしましては、政策の最重点地域としてその地域を挙げておりました。これは今の第八次策の影響地域であり、さらに一般的に言えば、石炭を稼行している地域ということについては、格別の重点対象地域と今後も考えていくべきであると明記しているつもりでございますので、先生が御心配のようなことは、私どもとしてはまずないといふふうに考えております。

また、その他のこの答申においておおむね三つのグループに分けております。これの基準については、委員会の審議過程でいろいろ議論もございましたが、これは法延長が決まりました後、早急に産炭審議会の場でもう一度見直しの基準等を改めて議論し、実施に入るというふうにしておりますので、委員会としては見直しの基準を確定しておりません。

○参考人(鶴山鷹君) 次に、矢田参考人にお伺いしたいと思います。

○参考人(矢田俊文君) お答えいたしました。

大変難しい問題ばかりでございますので、私自身も迷つておるところでございます。

日本の石炭政策といふのは、一九五〇年代後半からエネルギー革命といふことで、競合エネルギーとの競争の中ほぼ三十年間経過してまいりました。私が勉強したところによりますと、日本の政策といふのは基本的に三つのキーワードのバランスの中で推移してきたんだと思います。一つは、基本的には経済合理性の追求、要するに安いエネルギーをどう使うかということ。二番目は、エネルギーをどう使うかということも、社会的摩擦といふのをできるだけ少なくしながらやつてきただけれども、状況によつてはかなり危ない構を渡ってきたというのが日本のエネルギー政策だと思います。

石炭といふのは、原子力が一つございますが、石炭あるいは水力といふのは数少ない国内エネルギーの一つでございます。太陽その他が出てくればまた別でございますが、現在のところではそこがボイントかと思ひますので、私は可能な限り石炭といふのは残していきたいということを考え

の分野からいきますと、各企業は国内炭を積極的に使う、使おうという気持ちは、どうしても意欲が減殺されるわけです。さて、その国内炭と海外炭がうまく調整して一千万トン体制を維持するには、特別の施策を考えなければならぬと思うんですが、さきの問題に関連してその点をお伺いしたいと思っております。

それから三つ目の点は、先生が御指摘もされました、閉山になる時期だとか、あるいは地理的な条件だとか、鉱害、ボタル山あるいは炭住、未利用地の活用、いろんなものが総合的にあって、振興対策の難易があるだろうと思うわけです。地理的に都市の活性化の影響力を活用できないというところが、調べてみるとどうしてもあるわけですね。こういうところについては、どういう事業なり施策で臨むことが好ましいのか、その点について御研究があれば、以上三つをお願いしたいと思っています。

しかし、七三年以降しばらくの間、十二年ほどで、そのときの答申が安全保障ということをかなり強調されてまいりました。たまたま石油価格が上がりましたし、海外炭がそれほど安くはないけれども、個々の産炭地域、労働者対策についても改めて必要とあればもう一度見直すというふうな文言を入れた次第であります。

石炭というのは二千万トン維持すると、いうことで五千トン確保をかなりの間追求してまいりましたし、その後、日本の企業による石油の確保ということで五千トン確保をかなりの間追求してまいりました。それから、個々の産炭地域、労働者対策についても改めて必要とあればもう一度見直すというふうな文言を入れた次第であります。

ら七三年までの時期だと思います。しかし、経済性を追求してきただけではなくて、安全保障といふことでも五千万トン確保をかなりの間追求してまいりましたし、その後、日本の企業による石油の確保といふこともかなり追求してまいりました。それから、個々の産炭地域、労働者対策についても改めて必要とあればもう一度見直すというふうな文言を入れた次第であります。

石炭といふのは二千万トン維持すると、いうことで五千トン確保をかなりの間追求してまいりましたし、その後、日本の企業による石油の確保といふことでも五千万トン確保をかなりの間追求してまいりました。それから、個々の産炭地域、労働者対策についても改めて必要とあればもう一度見直すというふうな文言を入れた次第であります。

石炭といふのは二千万トン維持すると、いうことで五千トン確保をかなりの間追求してまいりましたし、その後、日本の企業による石油の確保といふことでも五千万トン確保をかなりの間追求してまいりました。それから、個々の産炭地域、労働者対策についても改めて必要とあればもう一度見直すというふうな文言を入れた次第であります。

おられます。そういう主張をずっととしてまいりませんが、私が可能な限りと言つても、基本的には価格格差をどういう形で負担するかという問題が解決しない限りは、この問題は言うことはやすく、実際は負担をどうするかという問題が今でもわざと三々五八らしいの一次エネルギーでございますが、ゼロにするよりははるかに重要であるということです、依然として残していただきたいという個人的見解を持つております。

今度ゼロになるということは、技術的な蓄積もなくなつて、いくという点から、やっぱり今は八百万トンないし一千万トンとゼロとでは大分違うだらうと思つておりますので、量的に三九があるから安全保障でかなり重要な役割を果たしているといふことは、普通言いつたい状況にもあります。が、にもかかわらず、ゼロにするということについてはいさか抵抗があるのが実際でございます。それも、だれがどういう形で負担するかというメカニズムの国民的合意がない限りは、単なる願望で終わってしまうところは、私としてもそれ以上言えないところかと思つております。これが第一点及び第二点のところでお話しさせていただきました。

第三点の地理的により厳しいところ、私もすと石狩から高島まではとんどの炭鉱を歩きましたし、中に入らせていただきましたし、ほとんど土地感を持っておりますが、おっしゃるとおりでございます。筑農 佐世保、唐津というは、先ほどど言いました成長している地帯とどう結合していく、それとサービス産業や住宅地確保や工業立地で結合していくかということがかなり有力な手かと思います。しかし、高島あるいは北海道の奥の方というのはインフラ整備が当然必要ですが、にもかかわらず、インフラ整備したからといって自動的にうまくいくというほど甘いものではないということは重々御指摘のとおりだと思います。

これに対する対策がだれが見ても納得できる対策があれば、産廃地域政策そのものは苦勞はないと思います。実際のところ、非常に難しい状況

で、これに代替する成長産業が立地するといふことは、今のような民間メカニズムのところではあり得ないといいますか、非常に難しい。しかし、産業によつては可能な限りあり得る。電子部品や衣服あるいは食品加工によつてはあり得る。私は、可能な限り誘致戦略をやりながら、しかし、そこでバランスがとれた段階で縮小均衡といいますか、やはり人口流出というのはある面ではやむを得ないと思います。そして、できる限りの産業を誘致しながら、大幅な人口減少の中で住みやすい環境をつくっていくといいますか、残つた人が住みやすい環境をつくっていくという、簡単には言えぬ縮小均衡路線ということを大胆にとつた方がいいのかなと思つております。

○鶴山篤君 中田、山本両参考人にまとめてお伺いします。

一つは、今度振興策の作成のシステムが変わるのは、その場合に、北海道それから九州のそれぞれの道県知事が具体的な振興策を関係する方々の意見を聞いてつくるわけです。そうしますと、さくばらんに言いますと、最高のものをお互いに計画するわけです。さてそこで、東京にプランが上つてくると、財政的にも規模がでか過ぎるとか、あるいは産廃地だけ面倒を見るというわけにはいかぬぞとか、そういう意見も出てくるのは当然だと思うんです。そうしますと、それぞの道県で作成したプランというものが生きてこない、力が入らない、将来の展望が薄くなる、そういう懸念を持つわけです。そういう問題について、今までそれぞれの地域なりあるいは知事さんとの間に御議論をされてきたでしょうか。もしやったとすれば、その辺の御意見を伺いたいと思うんです。

それから二つ目は、離職した労働者がたくさんいたわけですが、相当の部分雇用がされました。大変な御努力だったと思うんです。しかし、まだ離職したまま滞留しているわけです。大変お困りになつていると思うんです。何かこの離職者対策などで、こういう法律を改正するときにこういうことを

をしてほしいと、法律的な拘束はないにしてみて  
も、行政指導で離職者が滞留しないように、ある  
いは一刻も早く雇用を促進するために、こうして  
ほしいという注文があれば、二つ目にお伺いをし  
ます。

それから三つ目は、財政援助の問題です。前回  
の改正のときを起点にして、その後、財政援助も  
ちゃんと理屈をつくりまして交付金が出るような  
仕組みにはなっているわけです。しかしそれでも、  
先ほど御指摘になりましたように、援助をもつと  
強力にバックアップしてほしい、というお話をあつ  
たわけですが、国の政策とすれば、単に必要だから  
お金を出しましようという予算補助もあります  
けれども、法律補助といふものがあるわけです。  
したがって、平成二年まで少しずつ財政援助を拡  
大してきたわけですけれども、理屈と言っちゃ語  
弊がありますが、こういう建前で、こういう方法  
で財政援助をしてほしいという具体的な御提案が  
あれば、ぜひこの際伺っておきたいと思う。

以上、三つであります。

○参考人(中田鉄治君) まず、第一の問題であり  
ますが、振興計画、実施計画におきまして計画を  
つくります。これは先生が今おっしゃられました  
ように、いわゆる希望ある夢ある計画、これをや  
はりつくりたがります。こういう計画さえやれば  
この町は立ち直ることができるという計画をこれ  
までもつくってまいりました。しかし、何といつ  
ても、それをやるのに余りにも遠大過ぎる計画  
でありますから、裏づけとなる財政的に考えてそ  
れはなし得ない。それはしかし、これまでも通産  
省が、大臣がつくられた振興計画ではありました  
が、もちろん現地の意見も聞いていただいてつく  
った計画であります。

そこで、先ほど私が意見で申し上げましたよう  
に、この計画は実施可能な、しかし実施可能と言  
えば、財政力の範囲内でやる実施可能であれば、  
これは何もできないと言つた方が早いわけです、  
本当は。ですから、普通の現行制度の財政力での  
実施可能な計画ではなくて、いわゆる他の市町村

並み、二万人なら二万人の人口のところは、この程度は最小限と言つた方がいいと思うんです、最 小限しなければならない。しかし、財政的にはこ れしか援助ができない。その最小限に対しても、 こういう財政援助をすることによって最小限立ち 直らせることができるという実施計画をつくらせて いただきたいし、それは現実のものになるよう にしていただきたいといふのが希望であります。 それから、離職者の問題につきましては、先生 がおっしゃるとおりでありまして、現実に夕張に はこの二年間、先ほどの二つの炭鉱の閉山で二千 三百人の離職者がありましたが、今夕張に滞留し ているのが三百二、三十人、この人たちを何とか してやらなければならぬ。私は、何をしてもらわ いたいかと、いうことは、労働省に実は非常に難し い問題を投げかけました。というのは、おかげさ まで炭鉱労働者は黒手帳制度があります。三年間 は平均十四万円から十五万円で生活できるなら ば、それでそこに滞留することができる。その間 に新しい仕事につく方法をやらなきゃならぬ。し かし、これは三十年の歴史を持っていましたが、 全く不況の時代はそう言つてもなかなか仕事がな い。今は景気がよくてよそへ行く氣なら求人で困 っている時代である。だから、私は、人口は減つ てもいいからそこへぜひ就職してもらいたい、こ う言いますが、その町に四十年も五十年も住んで いた人がやはり二、三年はここにいて暮らして、 本当に仕事がなければもう少し世の中の様子を見 てどこへでも就職、または余りいいことではない が、もっと生活保護を受けられるときが来ればと いうようなことを考えて滞留しているわけであリ ます。しかし、三年間その黒手帳の給付金の保障 で仕事をしないでいると、仕事で働くことが嫌で なる人間性をつくることになる。だから、十五万円 プラスもう七、八万円この方に仕事を与えてやれば、その三年間そうするうちに毎日天日に照 らされて労働すれば、やっぱり働いて三十万円も らった方がいい、よそへ行って働くという気持ち になつてもらえる。ですから、黒手帳制度にブ

て、草取り一つでもいい、七万か八万、一日二千円から三千円、二千円まではいいことになつて、います。とにかく、そういう制度で働いても、この三年間は黒手帳制度を打ち切らないでほしいと、随分この五年くらい私は申し上げてきたんですが、なかなか制度上、それはいたずらに失業者に甘えを許すことになるということで、これは許可になつていられないわけです。しかし、やはり労働政策として、根本的にはそういう援助をすることによつて、その人たちに働く意欲を持たせる政策としては、私は重要な政策ではないでしょうかとこれまで言つてきましたが、なかなかこれが実施していただけないわけあります。

それから、補助政策の問題は、先ほど二つの問題を挙げました。なるほど、産炭地はありがたい、くらいたくさん補助、起債等のかさ上げをやつていただいておりますけれども、先ほど申し上げたように、それだけは二百四の産炭地が卒業できないわけあります。私のような町には、抜本的にこの起債の償還金を貸していただけば、先に借金を延ばすだけだと言われてなかなかそうちもいただけませんが、先に延ばしていただければ、その町が経済基盤、産業基盤ができる、その借金を返せる自治体になるはずだから、この起債を先に延ばしてほしい、新しい起債を認めてほしい、これを大きな問題点として抜本的なこと、たくさん細かいことは別といたしまして、私は考えているところであります。

思うんです。ここが問題だと思うんです。ですか「一番大事じゃないかと思うんです。したがって、先ほど先生からお尋ねになりました財政援助とそこは絡んでくるわけでございます。

産業法は、御承知のように大変な財政的な援助を与える措置をすることになつておりますので、六条市町村、言うなら重点地域にこれからなつていこうとする市町村に対しても、かなり手厚い手当をすることになつておりますから、それでいいじやないかという見方もあるかもしません。問題は、義務的負担をしなければ事業というのはできない仕組みになつておりますから、その義務的負担をする能力を欠く市町村が六条市町村の中にかなりあるということをございます。だから、それでどうしても補完事業をやらないと生きていられないその振興計画でござりますから、市町村がその補完事業ができるようになりますが太事であると、いう点でござります。

したがつて、一番目は、国や県のものはベストで私はいいと思いますが、補完事業ができる市町村になつてほしい。そのためにはどうしても財政的な援助が必要である。したがつて、産業補正といふのを交付税の中ですりついただいておりますが、来年平成四年でこれはなくなります。その平成四年でなくなるというのは、今から五年前は一〇〇であつたものがずっと落ち込んできて二〇〇で、その当時の二〇%で終わるわけですから、平成五年になりますとゼロになるわけです。だから、二〇%では補完事業をやるために必要な財源の確保ということは難しいと思います。ですか、逆に一〇〇に戻つていただくということが大事だと思つう。

ところが、この制度をつくったときのいきさつから考えて、またこれをさらに延長というのが非常に説得力を欠くと思います。したがつて、産業地が抱えている特有のもの、今まで失対事業でしたけれども、特有のものが何があると思いますので、これらについて十分検討をしていただきたい

て、この産炭地特有のものを対象とした助成をしてやるということを考えて、いくととが必要じゃないかと思いまして、私ども関係の県なりと協議を今させていただいて、いるところでござります。後日それなりの案ができて御相談をする時期もあるかと思いますので、きょうの場合はそこらあたりしかお答えできません。

それから、離職者対策なんですかけれども、旧産炭地は御承知のように炭鉱閉山後長いのでは三十年たつております。遅いので四十一、三年ごろまでありましたのですが、ほとんど二十年以上の時間がたっておりますので、離職をされた皆さんたちがかなり高齢化していることは事実です。ところが、現在でも直接石炭勘定で開発就労事業と緊結、緊急就労事業、この二つの制度事業を実施していくいただいておるのですけれども、これもまた見直しの時期に来るだらうと思っています。また来ていると思います。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、雇用状況が産炭地の六衆市町村はまだまだ悪うございまして、有効求人倍率が非常に低いです。筑豊あたりになりますとまだ〇・八を超えておりません。そういうような実態でござりますので、今後は地域振興を目的とするそういうな離職者の人たちの事業を存続させる、継続させるという、地域振興ということを目的として、そういう離職者の人たちの就労の場をつくってあげることなどが大事じゃないかと思います。それをすることによって、一世あたりはもうほとんど他人へ就職しておりますから、直接の人たちだけの言ふならば雇用の場を与えることができる、こういうふうに思いますので、私どもそういうことでお願いしていただきたい、こう考えております。

○岩本政光君 参考人の皆さん方、お忙しいところ御出席いただきまして、御高説を聞かせていただきましてありがとうございました。私の持つ時間は十五分なものですから、端的にお話を聞かさせていただきますので、よろしくお願ひいたし

まず、審生参考人にお尋ねいたします。  
大変端的な質問でござりますが、この産炭法の制定、先ほどお話をありました、三十年を経過、さまざまの施策をしまして今回また十年延長することになりましたけれども、今までのこの振興対策の一番の弱点というか不足だったといいますか、そういうところはどの辺だったのか、議論がされておりましたらその議論の中身を、また先生の御意見がありましたら御意見を聞かさせていただきたいと思います。  
それから、先ほどもちょっとお話をあったなんですが、これが最後といつてもいいんでしようか、それともまだ続くんでしょうか、その辺の議論は何かありましたでしょうか。私は、先生の御意見をもし言っていただけならば、聞かさせていただきたいと思います。  
○参考人(先生[君]) お答えをいたします。  
最初の、これまで特に、前の五十六年以降十カ年延長について最も大きな弱点というのは何であろうかということになりますが、これは最も具体的な形では、先ほど来参考人の皆さん方が言われているような、財政力の支援についての予算的な措置が不十分であつたということに尽きるというふうに思います。特に、それが五十年代の後半から六十年代の初めにかけては、国全體が財政抑制政策という状況下に置かれたということが、恐らく影響があるのでなかろうかなというふうに思いました。  
それから第二点の、これが最後であるかということについては、明確に議論はしておりません。  
個人的に申し上げますと、今回の施策というものの一番やはりこれまでの違いというのは、旧産炭地域、いわば閉山して相当期間経過した地域と、それから現に石炭を産出している、あるいはつい最近まで産出していた地域というところを区別したということが、一番これまでとは違う特徴であろうかと思います。そういう点から見て、また今後のエネルギー政策の中における国内炭の持つ意味合いからしますと、先ほど矢田先生のお

話の中にもありましたけれども、十年前に、ゼロになるということであれば、かなりやはり問題になつたと思いますけれども、恐らく私どもはそうあるべきでないと考えております。したがつて、炭地域振興の特別助成というのは、基本的に稼行が続く限りは、私はあるというふうに個人的には考えております。

○岩本政光君 矢田参考人にお伺いいたします。

時間がありませんので端的に、恐縮です。

先生は、先ほど石炭産業については政府の責任が非常に重いよと、そのとおりおっしゃつてずっと来られたんではないかと私は思います。私も、日本の高度成長の過程は、同時に日本の石炭から石油へのエネルギー転換、その結果として石炭産業の合理化と引き続く崩壊の過程というようなことを、ちょっと先生のあれ読ませていただきましたが、結論でこの際お話を聞かさせていただきたいのです。今後の石炭産業の目指す方向としてどんな道があるのか、ちょっとだけ先生の考えを教えていただければありがたいんですけども、申しあげられません。

○参考人(矢田俊文君) 私も正直に言つて確信を持たないところなんですが、全般的には私は、エネルギー問題というのは大体十年単位で価格も需給バランスも激変してまいりますので、六〇年に非常に安い石油と確信を持つたのが七三年に上がつてくる。そういう形で、大体国内炭も何とかいけるかなと思ったら、八五年、十数年たつたらやつぱりいけなくなるということですので、恐らく、国内資源というのは、エネルギー問題といふのは、短期的には価格問題ですが、長期的には十数年以上のスパンで考えなくちゃいけないということです。

日本の石炭技術というのは、特に坑内掘り技術というのは深度掘りについて非常に技術水準が高いので、いろんなエネルギーの変動に対応して再び必要となるという可能性が否定できませんの

で、技術の温存だけはしっかりと方向でできなかつたことが最小限言えることがと思いま

す。それでは、私も鶴山先生と同じように、中田参考人と山本参考人、御一緒にまたまとめて質問させていただきますので、端的に教えていただきたい

中田参考人には御苦労さまですとまず冒頭に申し上げさせていただきます。昨年の三菱南大夕張鉱の閉山で本当に御労苦をされましたが、私の聞

いているところでは、とにかく大変順調に閉山業務が行われておりますと、市長さんの御努力に対して敬意を表させていただきます。再就職の問題も順

調だし、また最近になりましたら、人口の流出も市自体がとまつたというふうに新聞紙上で拜見をしております。そして、先ほどい

るいろいろお話をありました中に、新しい計画をどん

どん市長さんはやられておりまして、それが実を結びつつあるというふうに聞いております。

そういう中で、年間十億程度の市の予算が非常に一番の窮屈してネックの状態だ。先ほどおつしやつておられませんでしたけれども、大変借金が多いのだというふうに私は聞いております。

○参考人(矢田俊文君) おやめになつた方が再就職するのに地元に残るような就職をさせる方法が非常に大事だと思つてはいるわけです。ただどこへあつせんすればいいということではありませんが、その辺について何か希望などがあつたらこの機会にお伺いしておきたいと思いますので、よろしくお願ひいたし

ます。

以上でございます。

○参考人(中田鐵治君) 自由な金がどうかというお話をありますて、実際問題として、これは石炭

スト八次政策との産炭法にかけてるというお

話があつたのですけれども、日ごろ私がお伺いし

ている頭の中には、先ほどもあつたのかもしれない

がどういう留意をしたらそれが実つていくのか。

しかも、もうちょっとお話を聞かさせていただき

ますと、今度は申請の仕方が道も入つてきますので、それらとの関連で国、道、もちろん国がこれ

は主体なんですかねども、その辺の意見があります。

それから、山本参考人も先ほどお話をされてお

りましたが、これは同じになりますが、町長とし

ての経験を踏まえまして、下から積み上がって計

画が上がつてくるわけですから、計画ばかり

きちっとできておりまして、国でもってこれも計画倒れになつたら私たちは非常に責任を感じる立場で、これから政府を督励しなければいけないと思うんです。その留意点といいますか、一番大事にきつちりと考えておかなければならぬ点を

整理して、もう一遍お話を聞きたいなと思ってお

るところでござります。

なお、労働者の方と私たちの管轄外ですが、

おやめになつた方が再就職するのに地元に残る

ような就職をさせる方法が非常に大事だと思つてはいるわけです。ただどこへあつせんすればいいということではありませんが、その辺につい

て何か希望などがあつたらこの機会にお伺いしておきたいと思いますので、よろしくお願ひいたし

ます。

以上でございます。

○参考人(中田鐵治君) お話をありますて、実に私

特別会計の中での仕組みでありますので、実際に

自身も石炭鉱業審議会の委員でありますので、

それは無理な話だ。精神についてこんな一例を挙げさせていただいたのは、とにかく百年の歴史

しかしこれができますから、その企業が政策によ

ることで、その夢になり得るいわゆる振興計

画、実施計画を実施させていただき、こう考

えております。

○参考人(山本文男君) 実施計画をつくる場合の

留意点なんですかねども、先ほども申し上げまし

たように、三十年この産炭法で支援しておりますので、その夢になり得るいわゆる振興計

画、実施計画を実施させていただき、こう考

えております。

そういう金があると自信を持って五年間で、真谷地と三義の例は一年間に四十億、多いときは六十億の補助金をいただきましたので、四十億なら二百億、六十億なら三百億が五年間で入るわけありますから、その金があつて町づくり、再建ができます。しかし、自治体は、それは首長の責任でもありますから、それを守るために、町長とし

てお伺いしておきたいなと思います。

それから、山本参考人も先ほどお話をされてお

りましたが、これは同じになりますが、町長とし

ての経験を踏まえまして、下から積み上がって計

画が上がつてくるわけですから、計画ばかり

きちんとできておりまして、国でもってこれも

計画倒れになつたら私たちは非常に責任を感じる立場で、これから政府を督励しなければいけないと思うんです。その留意点といいますか、一番大事にきつちりと考えておかなければならぬ点を

整理して、もう一遍お話を聞きたいなと思ってお

るところでござります。

なお、労働者の方と私たちの管轄外ですが、

おやめになつた方が再就職するのに地元に残る

ような就職をさせる方法が非常に大事だと思つてはいるわけです。ただどこへあつせんすればいいということではありませんが、その辺について何か希望などがあつたらこの機会にお伺いしておきたいと思いますので、よろしくお願ひいたし

ます。

以上でございます。

○参考人(中田鐵治君) お話をありますて、実に私

特別会計の中での仕組みでありますので、実際に

自身も石炭鉱業審議会の委員でありますので、

それは無理な話だ。精神についてこんな一例を挙げさせていただいたのは、とにかく百年の歴史

しかしこれができますから、その企業が政策によ

ることで、その夢になり得るいわゆる振興計

画、実施計画を実施させていただき、こう考

えております。

○参考人(山本文男君) 実施計画をつくる場合の

留意点なんですかねども、先ほども申し上げまし

たように、三十年この産炭法で支援しておりますので、その夢になり得るいわゆる振興計

画、実施計画を実施させていただき、こう考

えております。



は例外的というと語弊がありますが、むしろそういったニーアンスとしてお受け取りいただいた方がよろしいのではないかと思っております。

○高崎裕子君 やりとりする場ではありませんので、あります。答申はあくまで見直しといふうに表現しなければならないはずですよ。例外的に表現したことであれば、解除というふうに表現しなきゃならないと思いますが、一応よくわかりました。

見直しの基準でございますが、地域について答申は、いずれかに該当すれば解除ということです。財政力の指標だけでも、それから累積閉山量だけでもおかしいわけで、人口とか生活保護率とか商店の状況、そして自治体の財政状況などを総合的に勘案して基準を設定すべきだというふうに思つてますけれども、いかがでしょうか。

○参考人(笛生仁君) 先生言わるとおり、総合的な判断が必要とするということではあります。

ただ具体的にどういう指標をどういう形で組み合わせて施行することが妥当であるかどうかについては、これまでの議論では結論を得ておりません。法延長がなされた直後の審議会で改めて見直しの基準を確定するということにゆだねられるというふうに御理解いただきたいと思います。

○高崎裕子君 次に、笛生参考人と中田参考人にお尋ねいたします。

実施計画に関連いたします産炭地域振興対策

は、地域の経済的、社会的疲弊から脱して、地域経済の回復、活性化を図るということが主要な目

的なはずですから、この意味からしますと、実施計画はその目的を達成する上で重要な位置づけとなると思うんですね。実施計画の性格といふのは、その地域の人々、生活保護率、商業の動き、工業出荷額、そして財政力など、財政経済指數、

指標が回復して、ある水準まで達するということを目標とした計画でなければ、本当の意味での振

興対策とはなり得ないと考えるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○参考人(笛生仁君) お答えをいたします。

あくまでも、産炭地域振興計画の実施計画でござりますので、石炭産出あるいは閉山に伴う影響が希薄になるということが目的でございまして、ただ、形としては地域振興的な性格を持たないのが希薄になるということが目的でございまして、と、今のような状況というものは十分達成しないのではないかと、いうふうに考えております。

○参考人(中田鉄治君) 先生おっしゃるとおり、これは特に今回この答申の中に出されております振興計画、実施計画は、今まで通産大臣が決める、しかしこれまでも意見は聞いてきましたけれども、現場の、現地の道県が決める、それには市町村長の意見を聞く、まとめたものを通産大臣が最終的に決められる。そのとおりなんですが、問題はどういう計画をつくるかという中身、システムの問題だと思います。ですから、先生がおっしゃったようないろんな要素を含めて、ここまで本

て考えております。

○参考人(笛生仁君) 次に、もう一度笛生参考人にお尋ねいたします。

実施計画の中にインフラ整備を中心とした公共事業などの特別の強化が必要と思われるわけで、この八次影響地域については重点的かつ強力な支援ということになっておりますから、その点に立脚しましても、自治体の財政援助も特別の対策が必要である。國の責任ある対応が求められてくると思うんですね。実施計画の性格といふのは、

は例外的というと語弊がありますが、むしろそういったニーアンスとしてお受け取りいただいた方がよろしいのではないかと思っております。

○参考人(笛生仁君) お答えをいたします。

あくまでも、産炭地域振興計画の実施計画でござりますので、石炭産出あるいは閉山に伴う影響が希薄になるということが目的でございまして、ただ、形としては地域振興的な性格を持たないのが希薄になるということが目的でございまして、と、今のような状況というものが本当に重視されるという形でござりますので、制度的に明確に重点地域について特別なものを、というものは今後の検討にゆだねられておりまして、当面的には予算の運用というところで優先配慮をする。あるいは新しい施策を実施するという段階でその対象地域をどこにするかというところで、重点地域とその他地域というもののニーアンスの差というのが出てくるというふうに考えております。

○参考人(中田鉄治君) 先生おっしゃるとおり、これは特に今回この答申の中に出されております振興計画、実施計画は、今まで通産大臣が決める、しかしこれまでも意見は聞いてきましたけれども、現場の、現地の道県が決める、それには市町村長の意見を聞く、まとめたものを通産大臣が最終的に決められる。そのとおりなんですが、問題はどういう計画をつくるかという中身、システムの問題だと思います。ですから、先生がおっしゃったようないろんな要素を含めて、ここまで本て考えております。

○参考人(笛生仁君) 次に、もう一度笛生参考人にお尋ねいたします。

実施計画の中にインフラ整備を中心とした公共

事業などの特別の強化が必要と思われるわけで、この八次影響地域については重点的かつ強力な支

援ということになっておりますから、その点に立

脚しましても、自治体の財政援助も特別の対策が

必要である。國の責任ある対応が求められてくると思うんですね。実施計画の性格といふのは、

は例外的というと語弊がありますが、むしろそ

これは現行の建前では六条地域、十条地域というこれまでの制度的な対象地域と、それから今回の重点対象地域というのが重層的な形で出てきているという形でござりますので、制度的に明確に重点地域について特別なものを、というものは今後の検討にゆだねられておりまして、当面的には予算の運用というところで優先配慮をする。あるいは新しい施策を実施するという段階でその対象地域をどこにするかというところで、重点地域とその他地域というもののニーアンスの差というのが出てくるというふうに考えております。

○参考人(中田鉄治君) 次に、中田参考人にお尋ねいたします。

現存していた炭鉱に対して社会公共施設整備に投資して、しかし、今は閉山のため不用となつてしまつた、それにかかる財政負担は膨大なものとなつたというお話をしました。八次策による閉山、縮小により各自治体の財政上極めて重要な課題となつているということは、夕張市を初め私は空知の皆さんとのところに調査に伺つてこもごも訴えらえたわけですねけれども、夕張市では真谷地と三菱南大夕張という二つの閉山対策だけで総費用が九十四億三千五百万もかかった。そのうち市の負担が起債で三十七億六千八百万、これは一年間で先ほどお話しでも二十七億ということでしたか、一般財源で八億三千四百五百万円、合計四十六億二百万円もの負担と聞いて大変驚いたわけですが、平成三年度もこの負担がさらに負担となつていて、芦別でも同様にこの対策で起債分が実に二十億五千三百万ということでした。炭鉱はなくつて税収は激減する。炭鉱に対するかけた投資は、不用となって借金だけは莫大に残つた。しかも、炭鉱周辺の後始末、この対策をしていかなければならぬということで、文字どおりトリプルパンチを受けていらっしゃる。大変だと思うわけですが、切実な対策について具体的にお聞かせいただきました。

○参考人(中田鉄治君) 今先生おっしゃられました

ことが、特に八次政策によって影響を受けた地

域、自治体が今一番悩んでいる問題であります。

○参考人(笛生仁君) 次に、笛生参考人にお尋ねいたしました。

現存している炭鉱に対して社会公共施設整備に投資して、しかし、今は閉山のため不用となつてしまつた、それにかかる財政負担は膨大なものとなつたというお話をしました。八次策による閉山、縮小により各自治体の財政上極めて重要な課題となつているということは、夕張市を初め私は空知の皆さんとのところに調査に伺つてこもごも訴えらえたわけですねけれども、夕張市では真谷地と三菱南大夕張という二つの閉山対策だけで総費用が九十四億三千五百万もかかった。そのうち市の負担が起債で三十七億六千八百万、これは一年間で先ほどお話しでも二十七億ということでしたか、一般財源で八億三千四百五百万円、合計四十六億二百万円もの負担と聞いて大変驚いたわけですが、平成三年度もこの負担がさらに負担となつていて、芦別でも同様にこの対策で起債分が実に二十億五千三百万ということでした。炭鉱はなくつて税収は激減する。炭鉱に対するかけた投資は、不用となって借金だけは莫大に残つた。しかも、炭鉱周辺の後始末、この対策をしていかなければならぬということで、文字どおりトリプルパンチを受けていらっしゃる。大変だと思うわけですが、切実な対策について具体的にお聞かせいただきました。

○参考人(笛生仁君) 基本的には先生のおっし

やるとおりかと思いますが、二点だけお話をしたいと思います。

それから、矢田参考人にお尋ねいたしましたが、

本来国内炭の位置づけをはつきりさせて維持し発

展させてきていれば、産炭地振興対策はもつと違うものになつていたはずだと、こう思うわけです。が、私たちとしては、後の対策よりは国内炭を守ることが何よりの地域振興対策というふうに考えるので、再建することは可能であると、なかなか現実は難しいかもしませんが、そう考へてください。

○参考人(笛生仁君) お答えをいたします。

あくまでも、産炭地域振興計画の実施計画でござりますので、石炭産出あるいは閉山に伴う影響

が希薄になるということが目的でございまして、

ただ、形としては地域振興的な性格を持たないのが希薄になるということが目的でございまして、

と、今のような状況というものは十分達成しないのではないかと、いうふうに考えております。

○参考人(中田鉄治君) 先生おっしゃるとおり、

これは特に今回この答申の中に出されておりま

す。ですから、これを返済していくために何らかの方法で援助してもらえばこれにこしたことはない。しかし、国の法律、制度上からはなかなか難しい点がある。とすれば、この起債残金をそ

の自治体が、夕張市ばかりではありません、自治

体が産業基盤の整備、経済の活性化によつていわゆる財政力がつくまでの間この元利償還金を先に

返済してもらいたい。それはこの方法であるとい

う具体策をそれぞれの自治体から出されてあるは

ない。しかし、国は法律、制度上からはなかなか

難しい点がある。とすれば、この起債残金をそ

の自治体が、夕張市ばかりではありません、自治

体が産業基盤の整備、経済の活性化によつていわゆる財政力がつくまでの間この元利償還金を先に

返済してもらいたい。それはこの方法であるとい

う具体策をそれぞれの自治体から出されてあるは

ない。しかし、国は法律、制度上からはなかなか

難しい点がある。とすれば、この起債残金をそ

の自治体が、夕張市ばかりではありません、自治

体が産業基盤の整備、経済の活性化によつていわゆる財政力がつくまでの間この元利償還金を先に

返済してもらいたい。それはこの方法であるとい

う具体策をそれぞれの自治体から出されてあるは

ない。しかし、国は法律、制度上からはなかなか

国内産業保護という形をとりますと、やはりいろんな形で国内的には余り合意が得られない。ということは、海外の安いエネルギーとの価格格差という問題が常につきまといますので、これは内

部で相当努力して価格格差を縮めていくということを常に伴いながら、なおかつエネルギーの安全保険という視点で一定程度確保するということが両方併存することかと思います。実際石炭生産が落ちたのは、六五年から七三年、五千万トンから二千万トンに落ちたときと、一千万トンから現在の一千万トンに落ちたこの二回だけで、あとは大量な閉山がありながら五千万トンをずっと維持してきた。あるいは二千万トンを維持してきたといふことがあります。その点はやっぱり競争力問題というのを入れた上で確保ということかと思います。

もう一つは、地域政策上特定の産業に依存した地域というのは非常に多い構造であるということとが常にありますので、石炭産業が存続すればそれで地域対策になるというわけではございませんで、存続、存在しているうちから多角化戦略を、石炭企業自体の多角化戦略等含めましていろんな成長産業を地域の中に入れていく、いろんな合理化に対しても柔軟性のある地域をつくるということが重要かと思います。石炭産業 자체を維持するということと、ほかの産業に積極的にその地域が転換していくことは、同時に地域振興にとっては必要かと思います。

○委員長(名尾良孝君) 以上をもちまして、参考人に対する質疑は終わります。

参考の方々には、大変お忙しいところ、わざわざ御出席をいただき、貴重な御意見を拝聴させていただきましてありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時二十一分開会  
○委員長(名尾良孝君) ただいまから商工委員会案の審査のため、本日、参考人として地域振興整備公団副総裁田中誠一郎君の出席を求めるべく存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(名尾良孝君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 休憩前に引き続き、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○吉田達男君 かつて黒ダイヤと呼ばれた国のエネルギーの大黒柱でありました石炭も、経済界の技術変革等によってその位置の変更を余儀なくされ、石油にかわられるようになります。また、その業界の中にあっても外炭とのコスト競争の中で不利な位置に置かれて、国内の鉱脈も枯渇しがちという現状だと思います。

その中で、昭和三十六年に産炭地域振興臨時措置法が制定され、三たび施行されたんですが、このたびの四たび目の延長に当たりまして、この法律の成果の概要について御報告いただきたいと思います。

○政府委員(土居征夫君) 産炭地域振興臨時措置法につきましては、今委員御指摘のように、昭和三十六年に制定されて以来三十年間にわたって対策が講じられてきたところでござりますけれども、過去三十年にわたります対策の実施によりまして、産炭地域の全般的な状況につきましては、特に昭和五十年に入りましてから回復基調にあるというふうに見ております。ただ、第八次石炭政策の影響を受けましたいわゆる八次策影響地域を中心としたしましてなお炭鉱閉山の影響の著しい

ところがございまして、そういう意味での対策については、今回の延長によりましてさらに拡充強化をしていかなければいけない情勢にあるというふうに認識しております。

○吉田達男君 最近の石炭の需要についてお尋ねいたします。

私は、経済界におけるいろんな技術革新の中で再び石炭がいろいろな課題を克服しながら注目を浴び、また伸びている状況かと思いますが、この辺の石炭の利用の開発、技術の現状について御説明いただけますか。

○政府委員(土居征夫君) 国内炭を含めまして石炭全体につきましては、最近、一九八九年の実績によりますと、日本国内では一億一千四百万トンの需要があるという状況でございまして、昨年十月中旬に改定されました石油代替エネルギーの供給目標の基礎になりますエネルギーの長期需給見通しにおきましても、石炭需要はこの一億一千四百万トンからさらにこの十年間で三千万トン近く伸びて一億四千万トンに達するという状況になっております。

この石炭の利用につきましては、先生御指摘のように、いろいろとSO<sub>2</sub>の問題あるいは窒素酸化物の問題、あるいはその他のハンドリングの難しさ等の問題がございまして、この石炭の利用拡大につきましては、政府としても各般の施策を講じているところでございまして、特に環境問題に対する技術開発を中心として短期的課題、中期的課題に留意取り組んでいるところでございます。

○吉田達男君 石炭の需要を科学的な技術によつてますます喚起する中で将来における需要もまた期待を持っていい、こういう御報告でござります

が、先般の三月二十八日の報道を見ましたら、九州電力が石炭火力発電について新しいプラントを入ることによって炭酸ガス対策等も大幅に改善をされる、そのことがまた一つの転機になつて石油火力発電がさらに見直され発展をするのではな

A等で石油火力についての新增設は抑制するという方針を打ち出しておりますので、私どもして

は、石油に過度に依存することなく、もちろん原

ては、特に最近地球環境問題という観点から炭酸ガスの発生についてその削減を技術的に進めなきやいけないという大きな課題が生じております。

今先生御指摘のように、電力業界を中心としたまして、この石炭についての、特に二酸化炭素の排出抑制という観点からの技術開発につきましては、加圧流動床の燃焼複合サイクル発電技術等、排出します炭酸ガスを抑制する、それを熱効率の向上によって達成するわけでござりますけれども、そういう技術開発をこれまで進めてきてるところでございまして、この水準は全世界最高の水準にあるところまできているところでございまして、さらにこれを進めていかなければいけないという立場でございます。今御指摘がありましたように、各電力会社におきましても、こういった技術開発の成果を踏まえて、新しい炉によります石炭発電設備の計画を進めておるという状況でございます。

○吉田達男君 そういうことでもって代替エネルギーとしての石炭の有力さというものが今注目を浴びて進みつつありますが、老朽化した石油発電所、このものを漸次石炭火力に切りかえていくこういうような方針は通産省では検討しております。

○政府委員(緒方謙二郎君) 電力の設備につきましては、先ほど先生がお述べになりました代替エネルギー供給目標に関連いたしまして、電力の中でも二〇一〇年までのビジョンを示しております。それによりますと、石炭につきましては、一九八八年末の設備容量が千百十二万キロワットであるに対して、二〇一〇年には四千万キロワットにする、設備ベースで電源全体に占めます比率が現状の六・七%から一五%まで拡大する、こういう絵をかいています。

石油火力につきましては、御案内のようにIEA等で石油火力についての新增設は抑制するという方針を打ち出しておりますので、私どもして

子力を中心とする非化石エネルギーの開発も大いに進めるわけでございますが、それらと並んで石炭による火力発電所というのが相当重要なウエートを占めていくものと、このように考えておるところでございます。

○吉田達男君 石炭火力というものは事ほどさよう期待をかけて進めていくと。そういうことになれば、また原料炭の需要といふものも必要になつてくる。こういうことでございますが、国内炭で大体一〇%外炭で九割入れている。こういうように概要を伺つておりますが、その輸入先といいますか、どういう方面から入れていますか。

○政府委員(土居征夫君) 一般炭につきましては、大体七割が豪州でございまして、そのほかアメリカとか南アとかあるいは中国、ソ連、東南アジア、こういったところから入れておりますが、今申しましたように約七割を豪州から輸入しておるという状況でございます。原料炭につきましては、豪州からの比率はもう少し少なくなつております。五割前後になつておりますけれども、いずれにも豪州、アメリカ、こういったところの先進国が中心の輸入先になつてございます。

○吉田達男君 そういう輸入状況を見ると、石油の輸入先と違つて相当分布されておる。こうしたことになると、国際的な資源ナショナリズムといふものがいろいろ国際紛争の原因になつてゐる現況を見ると、そのような輸入先が分散しておるということは、国際変動の中でも日本が将来輸入を仰ぐ場合に石油よりも有利だと思ひますが、その点についてはどう考えておられますか。

○政府委員(土居征夫君) ただいま先生御指摘の点の、特に海外の産炭国と産油国との差と申しますのは、御指摘のよろに、産炭国の場合には比較的政情が安定している先進国が中心でございまして、そういう意味での海外からの供給の安定性については、一つ石炭について有利な面があるといふふうに考えております。

○吉田達男君 埋蔵量については、世界的に見るとどういう状況になつていますか。

○政府委員(土居征夫君) 埋蔵量につきましては、確認可採埋蔵量という数字でございますけれども、現在歴青炭と無煙炭だけで言いましても一兆トンを超えておりまして、さらにこれに亜歴青炭あるいは褐炭を加えますと一兆三千億トンといふ埋蔵量でございまして、これは可採年数にいたしまして約三百三十年というふうに見られております。

○吉田達男君 これは石油と比較するとどのくらいになりますか。

○政府委員(土居征夫君) 統計についてはいろいろな機関の統計がござりますけれども、世界エネルギー会議の一九八九年の統計によりますと、今申しましたような石炭の埋蔵量に対しまして、石油は、確認可採埋蔵量で八千八百七十三億ペール、可採年数にしますと四十三年という数字になつております。

○吉田達男君 この可採量でアバウトやると、十倍ぐらいは石炭の方が有利にあると、こういうことで現況のようでございますが、埋蔵量の世界的な分布の中で、さきに説明のあつた輸入国とまた違った分布であるうと思いませんが、その辺について現在わかつてゐるところを御説明いただきたいと思います。

○政府委員(土居征夫君) 主として輸入国別といいますか海外の埋蔵量を国別に見ますと、やはり一番大きいのは中国でございまして、先ほど申しました一兆三千億トンのうち約半分の六千五百億トン、これが中国になつてござります。そのほか米国、ソ連、豪州、南ア、こういったところが埋蔵量の多い国でございます。

○吉田達男君 そういう数値を先ほどから伺つておりますと、日本の将来を思うとやはり輸入先も相当広く持ちたい、そしてまた、特に量のあるものでございますから、隣の中国などのように埋蔵量の世界の半分を持つ、こういうところについて

○国務大臣(中尾榮一君) 第八次石炭政策答申におきましては、なお国内炭もセキニティ等の観点から相応の役割を果たすべきものではないかなど、このように考えているわけでございます。

現時点におきましては、第八次答申時に比べまして我が国石炭鉱業をめぐる環境はさらに厳しくなつてゐるのではないかと想ひます。すなわち、内外炭価格差は依然大きくなつてゐるのではないかと想ひます。すなわち、内外炭価格差は依然大きくなつてゐるのではないかと想ひます。すなわち、内外炭価格差は依然大きくなつてゐるのではないかと想ひます。すなわち、内外炭価格差は依然大きくなつてゐるのではないかと想ひます。

私は、海外炭も仰がなければならぬということはございましょし、大幅な内外炭価格差の存在等から、その役割の程度が従来に比べまして変化しているとされておることも事実でございます。

現時点におきましては、第八次答申時に比べまして我が国石炭鉱業をめぐる環境はさらに厳しくなつてゐるのではないかと想ひます。すなわち、内外炭価格差は依然大きくなつてゐるのではないかと想ひます。すなわち、内外炭価格差は依然大きくなつてゐるのではないかと想ひます。すなわち、内外炭価格差は依然大きくなつてゐるのではないかと想ひます。

私は、海外炭も仰がなければならぬということはございましょし、大幅な内外炭価格差の存在等から、その役割の程度が従来に比べまして変化しているとされておることも事実でございます。

○国務大臣(中尾榮一君) 第八次石炭政策答申におきましては、なお国内炭もセキニティ等の観点から相応の役割を果たすべきものではないかなど、このように考えているわけでございます。

私は、海外炭も仰がなければならぬということはございましょし、大幅な内外炭価格差の存在等から、その役割の程度が従来に比べまして変化しているとされておることも事実でございます。

私は、海外炭も仰がなければならぬということはございましょし、大幅な内外炭価格差の存在等から、その役割の程度が従来に比べまして変化しているとされておることも事実でございます。

私は、海外炭も仰がなければならぬということはございましょし、大幅な内外炭価格差の存在等から、その役割の程度が従来に比べまして変化しているとされておることも事実でございます。

私は、海外炭も仰がなければならぬということはございましょし、大幅な内外炭価格差の存在等から、その役割の程度が従来に比べまして変化しているとされておることも事実でございます。

私は、海外炭も仰がなければならぬということはございましょし、大幅な内外炭価格差の存在等から、その役割の程度が従来に比べまして変化しているとされておることも事実でございます。

す環境というものは、八次策を策定した當時に比べましてさらに厳しいものがございます。一つは、内外炭価格差がその後拡大をし二倍以上で定常化しているということ、それに対し、ユーチュア業界等から非常に強い厳しい意見が出ていることになります。これは審議会の場においても大変厳しい意見が出ているところでございます。また、国内炭を維持するためにいろいろ交付されております石炭の関係の補助金につきましても、ウルグアイ・ラウンドの場においていろいろの議論が出てるわけでございまして、国際的な観点からもそこは十分に動向を踏まえて対応していくことが必要になってくるわけでございます。

そういうことで、内外いろいろな視点がございまして、日下総合的に石炭鉱業審議会でこの六月に答申を出すことを自途に議論を進めていただいておりますので、私どもといたしましては、その答申をいただきまして、その内容に即して適切に対応してまいりたいと考えているところでござります。

○吉田 駿男君 八次の答申の中には閉山・合理化の予想されるもの等々が並んできますけれども、その答申の中にはありませんけれども、私は、日本の掘進技術等々をさきに述べた理由によって維持保存し、かつ発展させるために、その炭鉱の経済的なベースによらず、国策としてこれを維持すべしという考え方を提案したい。それは模範的な一つのモデルをつくって、そのモデルでこれでもう災害の絶対に起らぬというものや、コスト低減についてこれだけ機械化してやればいいける。あるいは炭層が薄いとか深度が深いとかいうような不利もこれで克服すればやれる。こういうようなことを追求すれば、民間にそのリスクを負わせ切るということはできないということになれば、それは違った観点で炭鉱を保護する。現在ある炭鉱の経営を保護するとか育成するというような観点

とは違つて、國として当然の技術開発じやないかと思います。この点については、より積極的なお考えを持っていただきたいと思いますが、どうお考えでしようか。

○政府委員 細谷謙二郎君 先ほど御説明しましたように、現在進めております石炭鉱業審議会の中でも先生と同じような御主張がされております。それで、先生の御意見も貴重な御意見として承らせていただきまつたけれども、また審議会の中ではそれに対しても違う意見もあるわけでござります。

それは、例えば技術と申しましても、日本の場合には坑内掘りが主流でございますけれども、海外の場合には大規模な露天掘りが中心になるので、日本の採炭技術とそういうものがそのままの形で海外で生かされるわけではないという議論もあります。あるいは技術を温存するために日本の石炭鉱業を維持するというのは、議論として本末転倒といいましてよろか、ちょっとと議論の仕方が逆になつてているんじゃないかというような厳しい指摘もあるわけでござります。

目下、そういう御議論が審議会の中できょうちようはつし議論されているところでございますが、私どもとしては、そういう御専門の方々の御意見をよく承りまして、その結論に従つて対応をとつてまいりたいと考えておりますので、貴重な御意見として承らせていただきました。

○吉田遼男君 資源がないんですけど、実際には可採量がないということでありまして、技術によつて可採量はまだあえていくことであろうかと思います。こういう日本の技術が海外開発に生きていると私は思うんですが、長官の方では、また鉱床の状況が日本のような薄い炭層のところじゃなくて露天掘りということであればそれは技術的に余り生かされない、こういうような見解もありましたけれども、保安技術という点では大いに共通するところもあり得るし、また評価されるのも応用としてはあり得ると思うんです。そういう技術が実際に日本の海外炭について、例

れば開発輸入とかあらうもので生きていなさいませんが、生きているんですか、大体どのくらいの貢献をしているんですか。

○政府委員(土居征夫君) 日本の輸入は、先ほど申しましたように一億トンを超えて輸入をやつておるわけでござりますけれども、その輸入のうち約四割がいわゆる開発輸入ということとございまして、日本の資本等が参加して単純輸入ではなくして海外の炭鉱を開発してそれを輸入していく。そういう形をとつておるわけでござりますが、その中には、今長官から申しましたように、海外の場合には露天掘りが中心でござりますので、自然条件が日本とは合いませんけれども、日本の自然条件に非常に近いような炭鉱について日本の技術が活用されたりするという形で輸入に直結しているものもございます。

そういう意味で、先ほど審議会の中で一つ議論があると申しましたけれども、海外炭の開発輸入確保にとって、日本の生産保安技術というのが一助になる面はあるんではないかという議論がございまして、この点については、それは事実は事実として認めざるを得ないんではないかといふふうに考えております。

○吉田達男君 まあ感じようだと思います。私はやはり日本の技術が開発輸入に生きていると思います。それは見解がどうあっても争うつもりはありません。

中国の方で埋蔵量が大変多いのに、なお輸入についてとはさほどいいつていない、アベレージにおいてかなり強いと。この点については、日本の地政学的な位置に比しても、将来のエネルギーとして日本は大変大きい期待を持てる条件にあるんではないかと思いますが、この開発あるいは輸入等については、大臣はどう考えていらっしゃいますか。

○政府委員(土居征夫君) 中国炭につきましては、埋蔵量は非常に大きいわけでございますが、一方では非常に炭田が内陸部に存在いたしまして、海岸との距離が非常に遠いということから内陸輸送コストの問題もございます。したがいまし

て、埋蔵量だけで判断はできない面があるかと聞きますけれども、いずれにしても、日本の業界も中国炭の開発輸入につきましてはそれなりの熱意を持って進めているところでございまして、今後中国からの輸入が非常に大きくな エートを持つて進めるという点は、将来の問題としては十分考え方をもつておられるところであるかというふうに考えております。

○吉田達男君 経営的にリスクを負うものにはこうした探鉱あるいは開発、こういうこともあります。ですが、近年では、鉱害について格別な対策を立てるなど、国内炭の採掘に当たってもやつておられるというふうに思います。しかし、これが経営的なリスクになるわけであります。さらには、休廃止した鉱山についてもなお原因者としての責任もあるわけでございます。この点については、通産省としてどのような対策を立て、また指導しておられるかお伺いいたします。

○政府委員(土居征夫君) ただいま御指摘がございました石炭の採掘による鉱害の問題でございますけれども、これにつきましてはやはり石炭鉱業審議会で今検討がされているところでございますが、昨年通産省が実施しました残存鉱害量調査におきましても、なお四千八百億円程度の鉱害量が残存しております。これは、現在の鉱害関係の法律の期限が切れます平成四年度以降で言いますと、三千七百億円ぐらいの鉱害がなお残存する可能性があるということでございまして、これについてこれまでいろいろ対策を講じてきたところでございまますけれども、今後の問題については現在石炭鉱業審議会でその取り扱いが検討されておるという状況でございます。

○吉田達男君 この鉱山の鉱害のうちには、陥没とかああいう直接原因が明確なものもありますが、例えば坑内水などのほとんど半永久に流れる坑内水も処理しなければならぬ。坑内水の原因を探つてみると、いろいろ短絡には言えないものもあり得る。しかし、原凶者責任というのでは、生きている間これを永久に見なければならぬとい





○政府委員(土居征夫君) 産炭地域の現状でございますが、先生御指摘のように非常に地域によって差があるということでございます。このたび、十年延長の前提として対策の強化が必要とされてますいわゆる八次策影響地域について見ますと、財政力指数がこの八次策影響地域の十市町村平均いたしますと〇・三六ということで、全国の加重平均〇・七五に対しましてかなり低い水準にとどまつておるということでございますし、あるいは生活保護率につきましても全国の平均が千人当たり八・九人ということです。それに対しまして三十ーという非常に高い水準になつております。先ほど御説明いたしましたように、産炭地全体といつしましては、特に旧産炭地域を中心としまして昭和五十年代に財政力、人口等が回復基調にござりますが、一方ではその後の八次策の影響がございまして、こういった八次策影響地域についてはむしろ疲弊が進んでおるという状況でござります。

○鶴山篤君 現状確認という意味でもう一つ伺います

が、特に八次策になるわけですかとも、閉

山をした、離職者が出て、しかしいろんな努力で就業をしておりますね。この就業の努力によってある程度は確保しましたけれども、まだ滞留をしているわけです。特別な措置がありませんと、この滞留者はそのまま残つてしまつという懸念を持つわけです。その状況と対策について、通産及び労働省の方から考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(土居征夫君) 第八次石炭政策におきまして、御承知のように昭和六十一年十一月の三

菱石炭鉱業高島礦業所の閉山以来現在まで、平成

三年二月末時点でございますが、炭鉱を離職いたしましたして公共職業安定所に求職の申し込みをしたいわゆる求職者でございますが、一万二千二百七名でございます。そのうち平成三年二月末までに九千九百十五人の方が就職等をいたしまして、一応解決しているということで、なお要対策人員として二千二百九十二名の方が残つておるわけでござ

ります。

○鶴山篤君 通産省といたしましては、炭鉱離職者

は、石炭勘定によりまして労働省と一緒になつて申

じ上げたところでございます。例えば、地域振興

整備公団によります産炭地域における団地の造

成、そこへの企業誘致、こういった形で炭鉱離職

者の再雇用について通産省としても側面的にいろ

んな対策を講じておるところでございます。平成

三年度につきましては、新しく石炭企業の経営多

角化、これは産炭地で行う場合に雇用の増加に着

目しまして、これに対して補助をしていくという

新しい制度を創設しておるところでございます。

○鶴山篤君 地理的な条件がまずあらうと思うん

です。例えば、北海道では積雪寒冷地域という特

殊事情もあるだらうし、それから都会に近いところは別であります。

山をした、離職者が出て、しかしいろんな努力で就業をしておりますね。この就業の努力によってある程度は確保しましたけれども、まだ滞留をしておるわけですが、一方ではその後の八次策影響地域についても、なかなか無理だと思いますが、そのもとで関係市町村と十分に協力して滞留者を減らす、そういう努力が必要ではないか。

私は法律で規制をしろとは言いませんけれども、も、相当の指導性を持たないと今後も閉山なりあ

る、いは縮小計画が出てくるわけです。そうします

と、また同じような問題が出てくるわけですが、そういう点について特別なお考えがあるでしょ

うか。

○政府委員(土居征夫君) 炭鉱離職者の方々の円

滑な再就職に当たりまして、親会社を含む関係会

社の協力が必要不可欠であることにつきましては

御指摘のありました工業団地の造成あるいは企業

誘致、さらには進出企業に対する融資等の事業を行いまして、産炭地域の振興に力を尽くしてまい

ったわけでございます。

二つ目のこれまでの実績でございますが、まづ

しまして昭和三十七年に発足したわけでござ

ますが、それ以来三十年間にわたりまして産炭地

域振興施策の実施機関といたしまして、ただいま

御指摘のありました工業団地の造成あるいは企業

誘致、さらには進出企業に対する融資等の事業を行いまして、産炭地域の振興に力を尽くしてまい

ったわけでございます。

第一には、工業団地の計画的な造成と積極的な

企業誘致の実施という点でございます。さあた

りまして、平成三年度には特に疲弊の著しい八次

策のもとで閉山・合理化地域で四カ所の新規団地

の造成、一ヵ所の事前計画調査に着手する予定で

ございます。今後とも、長期的な展望のもとに計

画的に新規団地の造成と積極的な企業誘致活動を行つてまいりたい、かようと考えておる次第でござります。

第二番目には、出融資事業の拡充強化を図ると

いうことであります。八次策影響地域につきまし

ては、平成二年度から、御案内とのおり特別低利

融資制度が新たに導入されておりませんけれども、

今後とも出融資事業の拡充強化を行つてまいりた

い、かようと考えております。

第三番目には、総合的に地域の発展に資する新

たな事業の展開を図りたいという点でございま

す。産炭地域振興審議会の答申におきましても、

国民経済のソフト化、サービス化に伴うニーズの

変化に対応しました事業の拡充強化あるいは炭鉱

跡地の環境整備事業の実施等が提案されておるわ

けでございますが、その具体化につき現在検討を

ざいます。この方々につきましては、炭鉱離職者と、財政力指数がこの八次策影響地域の十市町村平均いたしますと〇・三六ということで、全国の加重平均〇・七五に対しましてかなり低い水準にとどまつておるということでございます。このたび、生活保護率につきましても全国の平均が千人当たり八・九人ということです。それに対しましてかなり低い水準にとどまつておるということでございます。このたび、生活保護率につきましても全国の平均が千人当たり八・九人ということです。それに対しましてかなり低い水準にとどまつておるということでございます。

○政府委員(土居征夫君) 通産省といたしましては、炭鉱離職者関係の予算措置を講じておるところでございまして、現在の状況は今労働省の方から申

こざいまして、労働省の方から申しあげたとおりでございます。例えば、地域振興

整備公団によります産炭地域における団地の造成

がございまして、これを産炭地で行う場合に雇用の増加に着目しまして、これに対して補助をしていくという

新しい制度を創設しておるところでございます。

○鶴山篤君 地理的な条件がまずあらうと思うんで

す。例えば、北海道では積雪寒冷地域という特

殊事情もあるだらうし、それから都会に近いところは別であります。

山をした、離職者が出て、しかしいろんな努力で就業をしておりますね。この就業の努力によってある程度は確保しましたけれども、まだ滞留をしておるわけですが、一方ではその後の八次策影響地域についても、なかなか無理だと思いますが、そのもとで関係市町村と十分に重視してもらつて、関係市町村と十分に協力して滞留者を減らす、そういう努力が必要ではないか。

私は法律で規制をしろとは言いませんけれども、も、相当の指導性を持たないと今後も閉山なりあ

る、いは縮小計画が出てくるわけです。そうします

と、また同じような問題が出てくるわけですが、そういう点について特別なお考えがあるでしょ

うか。

○政府委員(土居征夫君) 炭鉱離職者の方々の円

滑な再就職に当たりまして、親会社を含む関係会

社の協力が必要不可欠であることにつきましては

御指摘のありました工業団地の造成あるいは企業

誘致、さらには進出企業に対する融資等の事業を行いまして、産炭地域の振興に力を尽くしてまい

ったわけでございます。

今まで公団は、各地域で非常に基盤整備を努力していただいたわけですが、今までの実績、それ

からこれからなおかつ基盤整備に取り組まなければならぬであろうというふうな計画があつりになれば、その点について伺つておきたいと思いま

ります。

○参考人(田中誠一郎君) 私ども地域振興整備公

団は、先生御存じのとおり、産炭地域振興事業団

としまして昭和三十七年に発足したわけでござ

りますが、それ以来三十年間にわたりまして産炭地

域振興施策の実施機関といたしまして、ただいま

御指摘のありました工業団地の造成あるいは企業

誘致、さらには進出企業に対する融資等の事業を行いまして、産炭地域の振興に力を尽くしてまい

ったわけでございます。

二つ目のこれまでの実績でございますが、まづ

しまして昭和三十七年に発足したわけでござ

りますが、それ以来三十年間にわたりまして産炭地

域振興施策の実施機関といたしまして、ただいま

御指摘のありました工業団地の造成あるいは企業

誘致、さらには進出企業に対する融資等の事業を行いまして、産炭地域の振興に力を尽くしてまい

ったわけでございます。

第一には、工業団地の計画的な造成と積極的な

企業誘致の実施という点でございます。さあた

りまして、平成三年度には特に疲弊の著しい八次

策のもとで閉山・合理化地域で四カ所の新規団地

の造成、一ヵ所の事前計画調査に着手する予定で

ございます。今後とも、長期的な展望のもとに計

画的に新規団地の造成と積極的な企業誘致活動を行つてまいりたい、かようと考えておる次第でござります。

第二番目には、出融資事業の拡充強化を図ると

いうことであります。八次策影響地域につきまし

ては、平成二年度から、御案内とのおり特別低利

融資制度が新たに導入されておりませんけれども、

今後とも出融資事業の拡充強化を行つてまいりた

い、かようと考えております。

第三番目には、総合的に地域の発展に資する新

たな事業の展開を図りたいという点でございま

す。産炭地域振興審議会の答申におきましても、

国民経済のソフト化、サービス化に伴うニーズの

変化に対応しました事業の拡充強化あるいは炭鉱

跡地の環境整備事業の実施等が提案されておるわ

けでございますが、その具体化につき現在検討を

で、求人の開拓その他就職の援助に関する必要な

措置を講じなければならない」とされていて、

ところでござります。

○政府委員(土居征夫君)

臨時措置法に基づきます黒手帳制度による就職促

進手当等を支給しながら、その再就職の促進を図

つておるところでござります。

○政府委員(土居征夫君)

臨時措置法に基づきます黒手帳制度による就職促

進手当等を支給しながら、その再就職の促進を図

進めているところであります。

○種山篤君 今、成果を伺つたわけですが、これから八次政策の地域を中心に、あるいは旧産炭地もそうであります、特に公団の皆さん方が具体的に現場で仕事をしてきたわけですけれども、当

識を持つて いるわけで すけれども、やつぱりボタ  
山の処理とい うのはなかなか 困難をきわめておりま  
す。しかし、きちっと処理をしなきやならぬ。  
したがつて、その対策が 必要になると思 うんで  
す。

べきである、そういう答申をいただいておりま  
す。今回の予算措置におきましてもこういった  
跡地についての活用についての予算措置を講ずる  
とともに、個別具体的な案件を中心に対策に取り  
かかっているところでござります。

該の市町村ないしは生活圈でこういう点は十分留意してほしいあるいは検討してほしいというようなことは、本庁には言われているんだろうと思いますよ。しかし、私どもとして少し勉強もしておく必要があるうといふ意味で、特別御意見がありますならば、ひとつおっしゃってもらいたいと思います。

○参考人(田中誠一郎君) ただいま申し上げましたとおり、私ども公団は、関係行政機関と密接な連携をとりましてただいままで事業を進めてまいりまして、先ほど申し上げましたような実績を上げているというふうに考えておるわけでございま

それから住宅の問題です。昔からハーモニカが好きで屋なんて言わされておりましたけれども、炭住につきましたは、それぞれの地域でも住宅の改良をしたり集約をしたり努力されていると思います。これもある程度の対策をとりませんと、基礎整備あるいは地域振興対策上障害になる問題、あるいは逆に言えば、活用する道もしっかりとらなきやなまいというふうに思うんです。

それから、もう一つは鉛書問題です。どちらかといいますと、九州地方に多いと私どもは見ていいわけですが、まだ全体の鉛書の認定が一〇〇%行われていないという点も見受けられるわけであります。この鉛書対策をきちっとする必要があると思うます。

それから、ボタ山につきましては、これは地盤の公団による工業団地の造成等の場合にボタ山利用の団地の造成などもこれまで進めてきたところですが、最も問題になります危険ボタ山ございまして、ボタ山の崩壊の危険、こういったものに対処するために現在災害防止工事を施工しておるところでございまして、補助対象の二百一十四のボタ山に対して既に百八十三、約八割の着工率で事業を実施しておりますという状況でございます。

老朽炭住につきましては、国の補助事業でこの炭住の改良を行つていくということを進めておるわけでございますが、自治体の財政を支援するため臨時交付金制度によつて通産省としてもその支援措置を講じておるということでございます。

石炭鉱害対策につきましては、現在実施してお

○政府委員(土屋征夫君)　自治体への財政支援措置につきましては、基本的にはこの法律、産炭地域振興臨時措置法に基づきまして、十条では、道県の公債の起債に対しまして利子補給を行つております。それから十一条では、市町村が行います公共事業につきまして国庫補助率の引き上げ措置を講ずるということをございまして、これは関係各省政府の予算によりまして実施しておるところでござります。それに加えまして、通産省としまして石炭勘定の中で市町村の財政支援を目的としたします産炭地域振興臨時交付金制度というものを設けておるところをごぞいます。

これら自治体への財政支援措置につきましては、最近時点での対策の強化の内容について紹介させていただきますと、例えば平成三年度に、来年度の予算要求にござましては、この度改めて辰

めにはいろいろなことが考えられるわけですが、しかしその前提条件として、一定の次に申し上げます問題をきちっと整理整頓しなせんと、幾ら基本計画をつくりようと実行計画を立てようと円滑に事業が進まない。そういう意味で、幾つか問題を指摘したいと思うんです。

一つは、未利用地の活用の問題で、あるいは基盤整備上問題になりますのは、石炭鉱山の施設が資金繰りの関係で相当担保物件になつているものも非常に多いと思うんですね。これは私的な行為ですから、国が直接かかるわけにはいかないと、思いますけれども、しかしそれも放置しておくわけにはいきません。それで、この辺の問題をどうやって解消するか、あるいは、この辺の問題をどうやって解消するか、あるいは、この辺の問題をどうやって解消するか、

○政府委員（土居辰夫君） 一番最初の旧炭鉱の未利用跡地の問題から申し上げますと、これにつきましては、委員御指摘のように、現在地元の市町村の財政力が脆弱であるというようなことを主な理由といたしまして、非常にその土地がその地域の主要な部分を占めているにもかかわらず未利用のまま放置されている。それが産炭地域の発展の障害になつていている場合、こういった場合も少なくないという状況でございます。

この点につきましては、昨年の十一月三十日の産炭地域振興審議会の答申におきましても、こういった問題については、金融債権者とそれから担保所有権者との間の私法上の問題ではあるけれども、一方では当該地域や産炭地域の振興にとって極めて重要な役割を果たす地域であるという場合には、こういった私法上の関係にめだねずに、国としても必要なあつせん努力等一層検討を進める

あつてまだ認定の処理をしていない案件がござりますので、この処理を鋭意進めていく。同時に、この一年間の対策については、残された法期限内とということございまして、最大限の努力をもつてこの鉱害処理には努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、先ほど御答弁いたしましたように、この一年間の対策の実施によつてもなお三千七百億円程度の残存鉱害が残るということございまして、その扱いにつきまして現在石炭鉱業審議会鉱害部会で検討いただいているところでございます。

○鶴山篤君 積極的に、今私が提起した問題については、可及的速やかに解消、解決するような努力を要請しておきたいと思います。

さて、これから問題に入る前に、この前は昭和五十六年に法律の改正がございまして、そのと

年度の二三事業であります。して、この度既に地元がおこなつておられる臨時交付金制度におきまして、閉山基準額あるいは生産規模縮小額のトン当たりの単価を百七十八円から二百四十円にアップいたしまして、いわゆる八次策影響地域への傾斜を強めるという対策を講じております。あるいは、産廃地域の町づくり基盤整備事業について、やはり自治体への財政支援措置を講ずるといったことを考えております。さらには、特定公共事業調整額及び特定事業促進調整額制度、これを再編成いたしまして、やはり八次策影響地域を中心とした市町村財政に対して傾斜配分を実施するといったことを予定しております。

けにはいくまい。そういう意味で問題が一つあります。

保所有権者との間の私法上の問題ではあるけれども、一方では当該地域や産炭地域の振興にとって極めて重要な役割を果たす地域であるという場合には、こういった私法上の関係にむだねずに、国としても必要なあつせん努力等一層検討を進める

○總山鷲君 積極的に、今私が提起した問題について、可及的速やかに解消、解決するような努力を要請しておきたいと思います。

さて、これから問題に入る前に、この前は昭和五十六年に法律の改正がございました、そのと

今後とも、必要に応じてこういった自治体への財政支援措置の拡充を行ってまいりたいというふうに考えております。

きに審議会の答申や参考人の意見などもありまして、財政措置が特別に昭和五十六年に特定事業と

策に変わったわけです。

さてそこで、大臣ね、最終決定は通産大臣がいざれの場合でもやることなんですが、ボトムアップで下から計画を持つてくる、つくるということになりますと、当然のことながら早く回復をしたい、活性化を一刻も早く拡大したい、そういう意味でプランが出てくるわけです。相当きめの細かい、逆に言えば、もっと広範な事業を考えて計画が市町村からいろんな意見を聞いて出でてくるわけです。見ようによつては最大なものになるであろう、見方によつては最低限これ以下には下がれないというものが出てくると思うんです。

さてそこで、各省庁の意見を聞いて大臣が判断を最終的に押すわけですから、地方の懸念、不安としては、持つていつたものが計画が半分になつた、あるいは六割に抑制されたというようなことがあつてはならないという意味で、相当実効性のあるものを考へるだらうと思うんです。しかし、この調整は私は非常に困難であるだらうというふうに思いますが、この基本的な態度は、大臣、どういうふうにお持ちになっているのでしょうか。

○政府委員(緒方謙一郎君) 今回の法改正の趣旨は、地元の御意見を極力生かす、地元のイニシアチブというものを生かしていくのが趣旨でございまして、いろいろ地元の実情に見合つた、一々見合つた計画が提出されてくるわけございますが、御指摘のとおり、最終的には通産省で関係各省と調整をいたしまして、実行可能なものとしてつくるわけでございます。

その間にそこを来すことないか、円滑に策定ができるのかといふ御指摘であらうかと思いますけれども、そこは先ほどお答えいたしましたように、私ども関係各省との間の連絡会を既に発足をさせておりまし、関係の道県事務当局とは既にいろいろ緊密な連絡をとり始めさせていただいております。

また、地元の方でも、これまで発展計画という形で、基本計画、実施計画そのものではございませんけれども、いわばそれに進ずるような形のものを地元のイニシアチブで既におつくりになる経験も積んでおられますので、その辺、地元の御要望というものと国のレベルでの調整が全くかみ合はないでそこを来すようなことはならないで円滑にいくものと思つております。また、運用上そういうふうにぜひ円滑に進めていかなければならぬ、こういうふうに考えておるところでござります。

○鶴山篤君 抽象的にはそういうことにならざるを得ぬだらうと思うんですが、それも地域によって随分計画内容が違うというふうに思います。

午前中の参考人の方の意見でも、縮小均衡発展という説を唱える人もあるわけです。したがつて、単純な振興対策ではなかろう、そういう意味ではバラエティに富んだ、あるいは特徴ある計画が大臣の手元に来るだらうと思うんです。そのときに積極的にそれを支援する、そういう立場で最終的な大臣の判断が押されるということをみんな期待しているわけです。ですから、先ほど御答弁がありましたような余り抽象論でなくして、積極的な姿勢を大臣にひとつ希望しておきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(中尾栄一君) これは通産省だけの範疇ではなく、鶴山委員御指摘のとおり、関係省庁なども、なかなか自治省であるとか労働省であるとか、その他とも話し合いをしなければなりませんが、これは横の連携をとりながら、先ほどボトムアップという言葉をお使いになられましたように、なるべく地域の声をそのまま吸い上げて、それを実行していくというのが私どもの構えでなければならない、このように私ども深く考えておるわけでござります。

その間にそこを来すことないか、円滑に策定ができるのかといふ御指摘であらうかと思いますけれども、そこは先ほどお答えいたしましたように、私ども関係各省との間の連絡会を既に発足をさせておりまし、関係の道県事務当局とは既にいろいろ緊密な連絡をとり始めさせていただいております。

せんけれども、いわばそれに進ずるような形のものがおりであろうと思っておるわけでございます。

昨年十一月末に提出されました炭炭地域振興審議会の答申におきましても、実施計画の実効性を高めるために、関係省庁間の連絡や協調を從来にも増して緊密なものとすることが重要である旨、指摘されているところでございます。通産省としても、こういうような審議会の答申の趣旨を踏まえつつ、また委員から先ほど御指摘賜りましたような、各地域の声を吸い上げてこそ初めて政治そのものに反映されるんだぞというお言葉を体しまして、あくまでも、今後とも炭炭地域振興関係各省庁等連絡会の場を初めといたします。あらゆる機会を通じ関係省庁との連絡を緊密にし、密着した中における協調の一層の迅速化、緊密化を図つてしまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○鶴山篤君 さてそこで、この答申によりますと、「八次策影響地域に対しても」「最も重要な施策対象地域として重点的かつ強力な支援策を講ずることが必要である」と、支援策の中にはいろんなものもあるうと思いませんけれども、何といましても財政的な支援というものをみんな期待しているわけです。

さてそこで、さつき石炭部長から、基準額についての単価の改定を含めて幾つかの話がありましたが、これ以外に、強力な財政的支援を通産省さんはお考えになつておるのでしようか。あるとすれば、具体的に明示をしてもらいたい。

○政府委員(土居征夫君) 自治体への財政支援措置につきましては、衆議院でも御議論いただきまして、通産省としては、先ほど申し上げました措置につきまして、平成三年度予算で要求をさせていただいて対策の強化を進めているわけでござりますが、同時に自治体への財政支援措置につきましては、自治省によります交付税についてのいろんな支援措置、あるいは公共事業のかさ上げといふことで各省予算によりますいろんな対策、こういったことで自治省を初め関係各省にもいろいろ

期待するところがあるわけございまして、通産大臣からも自治大臣にそういう要請をその後行わさせていただいているというような状況でございまして、総力を挙げて自治体の財政支援措置を強化していきたいというふうに考えております。

ただ、平成四年度以降につきましても、現在石炭鉱業審議会でボスト八次の石炭政策の一環として、炭炭地対策についてさらに追加的な対応の可否を検討しておりますので、そういう中におきましても、自治体への財政支援についての追加的な対応が検討されていくものというふうに考えております。

○鶴山篤君 自治省に伺います。

午前中も参考人の意見を聞きましたが、過疎地域を含め、炭炭法の適用を受けております地域でも、過去随分起債をし、借金をしていたわけですね。なおかつ、振興対策をするためには、国の借金は返さなきゃならぬ、また資金需要はどんどんどんどんふえていく。そういう意味では、相当な財政問題では関係の自治体が苦労しているわけであります。

こういう現状から考えてみまして、自治省として財政的な援助の分野では、特別に何かお考えがあるのでしょうか。

○政府委員(遠藤安彦君) お答え申し上げます。炭炭の閉山等による影響を受けます市町村は、やはり基本的に人口が減るということによってます。この点については私ども、国の一のエネルギー政策に非常に密接に関連したことで起こつてまいつた現象でありますので、やはり第一次的には國の関係省庁で適切な対応を図つてもらいたいという希望を強く持つておるわけあります。

しかしながら、現実問題として人口が非常に減

交付税の算定において非常に大きなウエートを占めます当該市町村の国勢調査による人口が減つてしまことによる基準財政需要額の減といふのが非常に大きなダメージになるわけでございます。

そういった意味で、私ども普通交付税の算定におきましては、三つほどの主要な措置をとつておきました、一つはいわゆる産炭地補正といふものでございますが、産炭地に特有の現象として鉱業人口が減少するといったようなことをとらえて、割り増し需要を算定するという方式。

それから、一般的に言いますと、人口がかなり長期間にわたって減少してまいりますので、人口も余り基準財政需要額が減らないような算定方法を用いておりまして、人口が減つて割り増し需要を算定するという方式。

でございますが、

人口が減少するといったようなことをとらえて、

割り増し需要を算定するといふこと。

それから、特に最近になりますと、高島町あるいは夕張市といったようなことで、非常に短期間にたくさん的人口が減るというような現象もございました。そういう人口減少をとらえまして財政需要を割り増しするといふ、私どもこれを短期急減補正と言つておりますけれども、こういった普通交付税の算定、特に産炭地の市町村に非常に効果的である算定方法を講じて財政需要の割り増しをいたしておりまして、市町村の財政が困らないよう普通交付税の算定をしている。

これに加えまして、毎年度、特別交付税の算定におきましては産炭地特有の事情をいろいろ考慮させていただく、あるいは起債におきましても、大体産炭地は過疎の市町村が多いのですから、過疎債の配分によつて事業が行われるよう配慮しているところであります。

○鶴山篤君 さてそこで、振興対策で重要なのはインフラになるわけですが、建設省さんにお伺いします。

最近、過疎地域の指定の市町村もふえてまいりました。都市に人口が集中するという反面そういふことになるわけですが、この活性化を図るためにやはり道路の整備といふものが当然必要になつてくるし、計画もされていると思うんですが、

その点が一つ。

それから、先ほどから議論されておりますように、産炭法の影響を受けているところも当然基盤整備の一一番最初のスタートといふのはどうしてもござりますが、この点についての建設省さんの考え方をまとめてひとつ伺つておきたいと思います。

○説明員(梗概義幸君) 過疎地域の活性化を図りますためには基礎施設であります道路整備が不可欠であるといふふうに考えておりまして、建設省といたしましては、過疎地域における道路の整備をこれまで積極的に進めてきたところであります。

今後の過疎地域の活性化の進展に当たりましては、過疎地域とその他の地域の地域間の交流を促す広域的な道路網整備が必要であるといふふうに考えておりまして、高規格幹線道路や一般国道、市町村道の整備と連携を図りながら、過疎地域と生活圏の中心都市や高速道路のインターチェンジ等を連絡します広域的かつ重要な都道府県道の計画的な、また重点的な整備の推進を図ることを目指します。本年三月二十七日に、過疎地域活性化特別措置法に基づきます都道府県過疎地域活性化計画に位置づけられております道路の中から、都道府県知事の申請に基づきまして、全国で五千九十二キロメートルの都道府県道を広域幹線道路に指定しております。平成三年度からは、これら道路につきまして計画的、重点的な整備を図る所存でございます。

それから、産炭地域におきます道路整備の取り組みでございますけれども、これまでも積極的にその整備を図つてまいりまして、現在全国の産炭地域で約二千三百カ所、事業費で三千億円をもつて事業を展開いたしておりますと、改良率が七三・一%と市町村道に至ります体系的な道路整備を図つておきましても、産炭地特有の事情をいろいろ考慮させておりまして、改修率が七三・一%と

を相当上回った水準にまで達しております。しかしながら、今後とも地域の振興を図つていくためには道路の整備が重要であるといふふうに考えておりまして、地方公共団体とも相談しながら、こ

れからもこの地域の道路整備を積極的に行ってまいりたいといふふうに考えております。

○鶴山篤君 さて、時間がなくなりましたので、二つのことをまとめてお願いをしたいのですが、一つは解除の基準、それから地域指定の見直しの問題です。

よく答申を読んでみますと、例えば財政力が相当回復したという表現があるかと思ひますと、相当という言葉は消えておりますけれども、一定の回復をしたところ、こういうことが書かれております。いずれ審議会で勉強されるのでしようが、イメージとして伺いたいと思ひますのは、例えれば財政力が全国平均〇・七五に全く近いとかあるいは超えるというふうなものを念頭に置いて、基準あるいは見直し基準というものが考えられているのかどうか、その点が一つ。

それからもう一つは、石炭関係の法律が随分あるわけです。これは十年間延長になりますけれども、来年で期限が来る他の法律もあるわけです。したがつて、石炭関係全体の法律の整合性をどういうふうにお考えになつておられるのか。

その二つをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○政府委員(土居征夫君) 第一点の地域の見直し基準についての表現の問題でございます。

委員御指摘のよう、産炭地域振興審議会の答申の別紙に地域指定の考え方、見直しの考え方が載つておりますけれども、これにつきましては、「財政力指数が相当程度高いと認められる場合」という表現と、それから単純に「高い」という表現と二つございますけれども、これにつきましては、審議の経緯からいたしまして、相当程度高いといふ場合には全国の加重平均以上、それから単純に高

合として事務当局としては受け取つてゐるところでございまして……。

○鶴山篤君 加重と単純平均ですね。

○政府委員(土居征夫君) 加重平均と単純平均でございます。それが第一点でございます。

それから、第二点の産炭地法以外の石炭六法、五法といいますか、こういった全体の法体系の整合性の問題でございますが、これにつきましては法律の期限の問題でございますが、これにつきましては

法律につきましては、実は産炭地法よりも期限が少しこざいまして、来年の通常国会で御議論をい

たゞ前提出で、現在石炭鉱業審議会で、その全体につきましていわゆるボスト八次石炭対策といふことで、総合的に今検討していただきたいといふことでござります。したがいまして、この産炭地対策につきまして、この延長いたしましたものにつきまして、さらに答申にありますようにボスト八次石炭政策における追加的な対応の問題の可否について、そこで総合的に今現在検討していただきたいところでございまして、その結果で全体の整合性のとれた対応がさらに図られていくものというふうに考えております。

○三木忠雄君 朝ほど参考人からいろいろな意見を伺いましたし、先ほどから法案のいろいろな審議が行われておりますけれども、私も限られた時間で何点かだけ伺つて、基本的にこの法案には賛成でござりますので、将来の見通し等を含めていろいろなお話を伺いたいと思ひます。

産炭地域振興対策は、非常に通産省としてもいる資源エネルギー庁としても骨を折られていました。三十年近くに及ぶいろいろな石炭政策を進めてこられたわけでありますけれども、この三十年間で炭鉱労働者が約二十五万人ぐらいいから今五千人ぐらいですか、ちょっと私の覚えてるところでござりますので、将来の見通し等を含めていろいろなお話を伺いたいと思ひます。

この結果、道路の整備状況は、一般国道、都道府県道の合計で見ますと、改良率が七三・一%といふふうに書いてある場合には全国の単純平均以上、そ

ういうふうに審議の経過から言いますとこの意味

炭政策の流れはどういうふうに変わってきたのか、それを通産省としてどう評価をしているのか、それが第一点です。

それから、今後の石炭政策というものは、今までの延長なのか、新たな視点に立った石炭政策を考えるのか、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

○政府委員(土居征夫君) 石炭政策につきましては、産炭地対策も三十年実施しているわけでござりますけれども、エネルギー革命が始まつて以来、石炭のブロッパーの対策につきましても昭和三十年代以来の長い歴史を持つているわけでござります。

これにつきましては、きょう午前中、参考人がら御指摘がありましたように、大きく分けますと、昭和三十年代から四十年代にかけての五千万トン体制から、昭和五十年代には二千万トン体制に移行したわけでございます。特に、昭和四十年代の後半に大幅な合理化がなされておりまして、これが言つてみれば産炭地域の疲弊にも非常に大きな影響を与えていたところで、石炭対策としては昭和四十年代の合理化の流れというのが一つかいります。

それから、昭和五十年代に入りましてからは、石油危機等で石油の価格が上がつたことによりまして、石炭と石油の価格差の問題につきましても、むしろ石炭が有利になつてぐるという状況の中で、二千万トン体制がしばらく維持されたわけになりますけれども、ブレザ合意以後の日本経済の体質の変化によりまして大幅に内外炭価格差が拡大した。そこで、現在実施しております第八次石炭政策というものが実施されまして、おおむね一千万吨程度の供給規模目標とした現在の対策に至つては、そういうもののが実施されましても、そういうたる石炭対策の裏腹の問題でござります。

産炭地対策につきましては、昭和四十年代までは疲弊が非常に著しい動向だったわけでございますが、五十年代に入りました場合には産炭地域も回復基調ということです。

ござります。その中で、特に集中的に八次策の影響を受けた地域が、全般的な状況とはまた逆行します。

た形で疲弊をうんと強めておる、そういう状況でございまして、このたびこの産炭地対策について、その八次策の影響を受けた地域を中心とした対策の強化と十年延長というものを御提案させていただいているところでござります。

石炭対策それ自身につきましては、今のように八次策の最終年度に平成三年度にかかるわけでございますが、並行しまして現在石炭鉱業審議会で、こういった長い歴史の流れを前提としたしまして基本的にはこの問題をどう考えるかということについて、現在審議会で審議が進められておるという状況でございます。

○三木忠雄君 今後の問題はちょっと後にしまして、先ほどの二千万トン体制から今九百七十万トンですか、内外価格差とおしゃられましたね。これから二〇一〇年ですか、エネルギーの長期需要見通しからいえば一億四千万トンですか、これを維持すると、むしろ増加する傾向になつてくるんですね。

こういった場合に、内外価格差の問題、あるいは石炭企業の体質の問題、あるいは経営の問題から考へた場合に、このままの体制でいけるのかどうかということについての考え方はどうですか。

○政府委員(土居征夫君) 今、先生御指摘ありますように、石炭の需要全体といたしましては一億トンを超える状況になつておりますが、さらにこれが一億四千万トンまで拡大していくという状況でござりますが、その九割以上は輸入炭、現状においても輸入炭でございます。

国内炭につきましては、御指摘のように今一千万トンを切つてある状況でございますが、一番大きな問題は、内外価格差が二倍以上国内炭が高き。これが非常に大きな国民経済的な負担になつておるということでござりますし、その国民経済的な負担をしながらも、なおかつこれを支えておる石炭産業自身も非常に厳しい状況に立ち至つ

てゐるということでございます。

いずれにしても、現在石炭鉱業審議会の中でそこの辺についての議論がなされているところでござりますので、当局としては、その答申が出て、その後も答申を受けた対策に取り組んでいくということがありますから、この九〇年代というものを構造調整の最終段階として位置づけをし、第八次対策の後も構造調整の過程を継続いたしまして、かかるべき均衡点まで経営の多角化あるいは石炭企業の新分野の開拓を図りながら国内石炭の生産の段階的縮小を図つていくべきである、こういう意見にまとめておるという状況でございます。

○三木忠雄君

石炭鉱業審議会の答申は当然出る

でしようけれども、それまでいろいろ意見があろ

うと思います。

通産省として、あるいはエネルギー庁として、大体方向性、あるいは審議会でいろいろ議題になつてゐる問題点があると思うんですね。この点について、幾分話のできる点はありますか。

○政府委員(緒方謙二郎君) 現在石炭鉱業審議会で議論ををしているわけでございますが、これまでの議論の結果を、様子を大きく非常にまとめてみますと、三つの意見に分かれようかと思ひます。第一の考え方は、エネルギー政策上の観点から見て、国内炭の役割はもう終わつたという認識に立ちまして、そういうことで構造調整をさらに進め、国内炭の生産は最終的にはゼロにすべきであるという意見でございます。日本全体で石炭全體の需要はふえていくわけでありますけれども、国内炭の役割は終わつた、だから最終的にはゼロにする、そこまで構造調整を続けるべきだというものが第一のカテゴリーの御議論でございました。それから、第二の考え方は、これは反対に、石炭の使用量といふものはさらには増加していくんだ、全体の使用量が増加していくわけですから、そういう中で国内炭も一定の供給源としての役割を存続させることがエネルギー政策上必要であるという位置づけをして、構造調整は第八次の構造調整で終了させて、現状で現存の炭鉱の存続を図つていこうという考え方でございます。現状維持

というものは従来に比べて減少はしているけれども全く失われたというわけではない、そういう認識から、この九〇年代というものを構造調整の最終段階として位置づけをし、第八次対策の後も構造調整の過程を継続いたしまして、かかるべき均衡点まで経営の多角化あるいは石炭企業の新分野の開拓を図りながら国内石炭の生産の段階的縮小を図つていくべきである、こういう意見にまとめられようかと思います。

○三木忠雄君

この傾向で細かく詰める質問はき

ょうは差し控えますけれども、実際にこの輸入炭、今二倍ですか。

○政府委員(緒方謙二郎君)

二倍以上でございま

す。

○三木忠雄君 この傾向で細かく詰める質問はきょうは差し控えますけれども、実際にこの輸入炭、今二倍ですか。

○政府委員(緒方謙二郎君) 輸入は二分の一でしょう。企業からいってみれば、恐らく輸入に頼つた方が得だらうし、いつまでも国の命令といふわけにはいかないと思うんですね、民間企業ですから。そうすると、多角的な経営ということが問題になつてきて

います。生産性の向上という問題になつてきた場合に、果たしてこの審議会が答申を出しても、また第八次と同じような、あるいはこの暫定措置法が十年間経過しますね、その十年後にはまた同じことをやらないかやいけないのじやないかと、こういふふな感じを私は持つんですよ。だから、そこはこの十年で本当にこの措置法は終わつて、新たな石炭政策としてどうするかというようなことをやらないかやいけないなんじやないかという、三十年間やつてきたわけですからね。もうそれは、産炭地域の皆さん方の御苦労もいろいろあるだろうし、先ほども参考人の夕張市長さんから、五年間ぐらいで財政的にばんとやつ

て、早く振興策をやってくれという意見もあります。確かに、それはいろいろ国の財政、何も石炭だけじゃなしに農村地域もあるだろうし、いろんな財政規模があるわけですから簡単にはいかないと思いますけれども、やはりエネルギー政策上この国内炭の問題をどう位置づけるかという問題は、私は非常に大事な問題じゃないかと思うんです。

これは、やっぱりいろいろ犠牲もあるだろうけれども、いろいろするするする引つ張つていじり貧で落ちていって、結局は離職者ばかりつくつちやうと、こういう感じの後手後手の対策がいいのか、あるいはその前のしっかりした見通しを立てて、血は出るけれどもやはりある程度やらなきゃいけないという決断をするのか、ここが問題が私は政治の判断だと思うんです。

こういう点は、やっぱりどうするかということを、今度審議会でいろいろ答申が出てくるでしょうけれども、まあ答申というのではなくて、合議化審議会にかけてあります、こういう学者、文化人が集まっていますという、責任がないわけですよ、極端に言えば、きれいなことが並ぶかもしれないけれども、だから、産炭地域も僕は中途半端な対策で苦しむんだろうと思うんですよ。

そこの問題は、やはり集中的な財政援助をするとか、あるいは限られたプログラムをどうするかというようなことをしっかりとここで、もう三十年もたったですから、まあ八次策は別にしまして、こういう問題を今回ははつきりしなきゃならないときじゃないかという、私は素人ながら感ずるのですけれども、この点についていかがですか。

○政府委員(土居征夫君) 今度の産炭地法の延長につきましては、これは過去の第八次石炭政策までの対策を前提として十年で対策を講じる、そういう話になつておるわけでございます。御指摘のように、現在まだ稼行炭鉱がございまして、この稼行炭鉱の今後の問題も含めて、ポスト八次策の方向について現在石炭鉱業審議会で議論が進めら

れておるところでございます。

議論の内容につきましては、先ほど長官が大きく述べて御説明したようなことでござりますけれども、今委員御指摘のように、基本的にこういつたいろんな議論の中では、例えば産炭地対策についても、従来のような合理化が進んだ後の事後対策ということではないに、もつと先手を打つて事前に対応を進めるべきだという議論も非常に強く出されております。こういった観点も含めて、今委員御指摘のような点もかなり審議会の中では議論として出てきておるというふうに承っております。

いずれにしても、六月答申ということで今審議会も議論を進めておりますところでございますので、先生の意向も踏まえながら、この審議会の答申を見守つてしまいたいというふうに考えております。

○三木忠雄君 なかなか難しいことはよくわかるんですよ。我々も政治家としてあちらこちら難しい問題いろいろある。

例えば、昨日から肉の自由化になつたんですけど、これが問題が違います。自由化になつたけれども、これは問題が違いますけれども、関税が70%ですよ。生活をしている消費者の立場に立つた場合に、肉の自由化になつたから相当安いぞ、こういう先入観があるわけです。石炭も同じですよ。国内一割で九割輸入しているわけです。相当生活者の立場に立つた場合には、もう少し安いエネルギーが供給できるのじゃないか。いろいろ工夫があるだろう。畜産振興事業団の管理が今度なくなりましたけれども、牛肉の場合は、いろんな問題で、輸入の関税の問題だ、割り当てる問題だ、いろんな障壁があるわけですから、これは国内産業の保護という問題が

られないですから、何もかもだめだかんだなんて言つたら、これは私はもう何のための貿易政策なのか。通産省は首領を取らなきゃならない部局じゃないかと私は思うんです。

だから、そういう点でやはり国内炭の需要の確保の問題とか、あるいはエネルギー政策上国内炭の位置づけをどうするかというようなことを、これは審議会もあるでしょうけれども、エネルギー

府長官の個人の考え方、どういう考え方を持つているか伺いたい。それと言つたからといって、つづきましてどうこうしないから。

○政府委員(結方謙二郎君) 大変難しい問題でございます。先ほど先生がお述べになりましたように、日本の国内炭はかつて五千万トンの規模があったものが、現在では一千万トンを割るレベルまでついています。したがいまして、これ以上縮小して、ある規模を維持するということが経済的な単位として非常に難しくなりつづけます。非常に

難しいけれども、それを維持していくことがエネルギー政策上本当に不可欠なのかどうか。現状では、日本のまあ石炭の需要があえているわけですが、その中では一割。それから、日本の一次エネルギー全体から見ますと、国内の石炭といふのは一・五%を占めているにすぎません。そうしますと、セキュリティーという観点から、非常に高いコストを払つてこれを維持していくことに全労力を挙げなければならぬのかというのは、非常に議論のあり得るところでございます。

したがいまして、先ほど御紹介したように、それでは、次に財源確保の問題です。やはり輸入炭との格差が相当大きい、石特会計だつてこれ非常に難しいというふうに判断しております。

○三木忠雄君 そうすると、企業の多角的な経営、こういう形になつてくるのですね。わかりました。

それでは、次に財源確保の問題です。やはり輸入炭との格差が相当大きい、石特会計だつてこれはちょっとと大変じゃないか、こう考えるのですけれども、この落差はどういう形でこれから対応していくのか。石油業界に言わせてみれば、輸入関税だと石油製品で関税取られてこうだああだという意見もいろいろあるし、消費税のときにも二重課税の問題で随分私たちも石油業界から陳情も受けたときにいろいろな意見もございました。

そういう点で、やはり内外価格差の分に対する石油関税の問題というのは、このまま維持し続けていかれるのかどうか。あるいは、石油製品の関税という問題、輸入炭が九割を占める中で石炭の輸入に対する関税というのですか、こういう形で新しい財源措置を続けていくのか、こういう点もいろいろ議論しなければならない問題じゃないかと私は思つたけれども、この点はいかがですか。

だから、この石炭に対して、国内炭が本当にこれがからやつていいける見通しがあるのかどうかといふことは、エネルギー安全保障の問題がすぐ出てきますので、そこはもう少し英知を集めて、長官の個人的な知恵というよりは、やはり関係者の衆知を集めめて御議論いただかなければいけないなといううことです。やつぱり国際社会の中で生きていかなきゃなりません。やつぱり国際社会の中で生きていかなきゃな

います。

○三木忠雄君 まあそちらの問題いろいろあると日本 국내炭生産の技術開発等によつて、今の生産性の一倍、三倍に上がるという見通しはあるのですか。生産の技術開発を例えればやつたとして、二倍、三倍の効力はあるのですか。

○政府委員(土居征夫君) 日本の石炭鉱業の合理化につきましては、これまでの合理化臨時措置法によりまして非常に大きな進歩がありまして、現在の生産の効率につきましてはぎりぎりのところまできているというふうに考えておりまして、二倍以上ある内外炭価格差を今後の生産能率の向上によって、それだけによって克服するというのは非常に難しいというふうに判断しております。

○三木忠雄君 そうすると、企業の多角的な経営、こういう形になつてくるのですね。わかりました。

それでは、次に財源確保の問題です。やはり輸入炭との格差が相当大きい、石特会計だつてこれ非常に難しいというふうに判断しております。

○三木忠雄君 そうすると、企業の多角的な経営、こういう形になつてくるのですね。わかりました。

それでは、次に財源確保の問題です。やはり輸入炭との格差が相当大きい、石特会計だつてこれはちょっとと大変じゃないか、こう考えるのですけれども、この落差はどういう形でこれから対応していくのか。石油業界に言わせてみれば、輸入関税だと石油製品で関税取られてこうだああだという意見もいろいろあるし、消費税のときにも二重課税の問題で随分私たちも石油業界から陳情も受けたときにいろいろな意見もございました。

そういう点で、やはり内外価格差の分に対する石油関税の問題というのは、このまま維持し続けていかれるのかどうか。あるいは、石油製品の関税という問題、輸入炭が九割を占める中で石炭の輸入に対する関税というのですか、こういう形で新しい財源措置を続けていくのか、こういう点もいろいろ議論しなければならない問題じゃないかと私は思つたけれども、この点はいかがですか。

○国務大臣(中尾栄一君) 先ほど来、三木委員から非常に政策的、政治的、あるいは財政的な



の他で見ましても、そういった傾向がこの八次策  
影響地域については読み取れるところでございま  
す。

○高崎裕子君　産炭地振興対策を真に実効あらしめるためには、裏づけとなる自治体の財政負担の軽減と対策に尽きると言つていいと思うんですが、その対策の中で中心となる臨時交付金についてお伺いします。

は、北海道と全国の実績ですが、六十一年度  
は、北海道は十四億五千五百万、全国で三十六億  
四千九百九十九万、それから元年度で、北海道は十  
八億三千万、全国で三十九億六千五百万というこ  
とですが、このとおりですね。  
○政府委員(土居征夫君) 六十一年度、それから  
元年度についての全国、北海道の数字は、今委員  
から御指摘をいただいた数字のとおりでございま  
す。

○高嶋裕子君 次に、戻税に対しての補助金ですが、これも六十一年度、北海道は百九十三億五千五百万、全国が二百五十九億九千万。元年度で、北海道は九十四億八千五百万、全国が百六十三億六千四百万ということです。このとおりですね。

○政府委員(土居征夫君) ちょっと聞き漏らしましてけれども、昭和六十一年度、全国で二百五十九億九千万、北海道は百九十三億、元年度で百六十三億六千万、これは全国でございますが、北海道が九十四億八千万、そういうことでございま

○高崎裕子君 最初に述べましたように、国のエネルギー政策で炭鉱がつぶされた。その結果、牛きた炭鉱への補助金が、六十一年度と元年度の比較で、全国で九十六億二千六百万、約三七%減少しております。北海道分で見ますと、同様に九十八億六千五百万減少、これは五一%の減少となっています。一方、そのあととの対策としての産炭地振興対策の臨時交付金ですが、全国ベースで、六十一年度から元年度ではわずか三億一千五百万とえただけで、北海道分で見ますと、同様に三億七千五百万ふえただけという、こういう数字になつ

てあります  
北海道で

見た場合、八次策に入つて生きた炭鉱。

○高崎裕子君 臨時交付金の中で八次策に入つてアップした額を見て約四億ですね、五億弱という

を行うと同時に、この八次策影響地域に対する方策を強化すべきである。特に、この八次策影響地域に対する対策の中でも、自治体の財政支援対策を強化すべきであるという答申をいたしてお

平成三年度予算につきましては、今御説明いたしました。

ように、若干の閉山基準額のアップ等、八次策影響地域への傾斜配分を強めた改正をさせていただ

しておらず、それとも平成四年度に墻がつきましては、いずれにしても財源問題等難しい問題がござりますけれども、この答申の趣旨を体して、さらに八次策影響地域に対する、特に自治体の財政支援措置については、検討を続けさせていただきたいというふうに考えております。

○高崎裕子君 重点的かつ強力な支援策にあさわしい内容を期待しております。

次に、自治省にお尋ねいたします。  
交付税の産廃地補正ですけれども、補正額で見

体として石炭勘定における借入金の返済のために百億を超える減少になつてゐるわけでござりますが、この臨時交付金を含みます八十三億の石炭勘定の産炭地対策につきましては、全体が減少する中で若干の増加の措置をとつてゐるところでござります。

実は、この彦根地対策につきましては、石炭課定の臨時交付金を含むこの八十三億の予算だけではございませんで、御承知のように、先ほぞ「来年六月三十日までに」

こだしませんて、御質問の、これに付けると、まずあります自治省あるいは関係各省のかた上げ措置、あるいは交付税に対する特例といったものもござりますし、さらにはこのたび特に来年度予算では、一六%を超える増加をいたしました地域公团によります団地造成とか融資、こういった措置も八次策影響地域を中心として二百八十一億を計上して、しかも大幅に伸ばすというような状況になつてゐるわけでございます。

したがいまして、全体として石炭対策の中で、生産合理化関係の予算が一方では生産規模の縮小によって伴いまして減少するという状況にあるわけですが、それが相対的に地域対策については、その中でむしろ対策予算は増加傾向にあるというふうに受け取っていただきたいと存じます。

○高崎裕子君 臨時交付金の中で八次策に入つてアップした額を見て約四億ですね、五億弱という

を行うと同時に、この八次策影響地域に対する方策を強化すべきである。特に、この八次策影響地域に対する対策の中でも、自治体の財政支援対策を強化すべきであるという答申をいたしており

平成三年度予算につきましては、今御説明いたしました。

ように、若干の閉山基準額のアップ等、八次策影響地域への傾斜配分を強めた改正をさせていただ

しておらず、それとも平成四年度に墻がつきましては、いずれにしても財源問題等難しい問題がござりますけれども、この答申の趣旨を体して、さらに八次策影響地域に対する、特に自治体の財政支援措置については、検討を続けさせていただきたいというふうに考えております。

○高崎裕子君 重点的かつ強力な支援策にあさわしい内容を期待しております。

次に、自治省にお尋ねいたします。  
交付税の産廃地補正ですけれども、補正額で見

ますと、昭和六十三年度から平成二年度の道全体の合計額が五億九千四百万円と、産炭地域にとても非常に重要な役割を果たしているということがこの数字を見ても明らかなんですが、この産振

法の期限が平成三年十一月までといふことで、それに見合つて平成四年までの措置といふことになつて、います。これはもうほとんど交付はゼロで近

いのですけれども、もともと国のエネルギー政策上での閉山、縮小ということで、今度地域振興のためということで法律が必要だということで延長になつたわけですね。

したがつて、この延長が決まれば、当然それに見合つた措置として、引き続きこの産炭地補正ということが措置されるべきものと考えるわけですけれども、いかがでしょうか。

○説明員(谷本正憲君) 委員から御指摘のごとく、ましわゆる産炭地補正でございますが、この補正につきましては、産炭地域の市町村の財政状況等を勘案いたしまして、いわゆる鉱業人口の減少、これに伴います財政事情の激変を緩和するということで、私ども暫定措置という形でこれを設

けたわけでござります。

これにつきましては、実は昭和六十三年度にこの制度の見直し等を行いました。平成三年度まで、いうのを平成四年度までさらに一年延長したという経緯がござります。平成四年度でこの措置が実は終わるということになつておるわけでござります。いずれにいたしましても、平成三年度、平成四年度まではこの措置を継続していくということにならうかと思います。

○高崎裕子君 法が延長されたら、その後のことですけれども、ほうつておくわけにはいかないと思ひますが、その点はいかがですか。

○説明員(谷本正憲君) 私ども、この産炭地補正につきましては、ただいま申し上げましたように、いわゆる鉱業人口の減少に伴います財政事情の激変を緩和するという趣旨から、いわば暫定措置という形でこれを設けたわけでございますので、平成五年度以降のこの取り扱いということにつきましては、まだ現在具体的な検討は全く行っていないということござります。

仮に、これを検討いたしますことにした場合におきましても、この産炭地補正の制度、先ほど申し上げましたこの制度の経緯なり性格といふものを私ども念頭に置きながら、対応してまいりうるふうに考えております。

あわせて、短期人口急減補正について、これは

毎年省令を改正して平成三年度も検討しておられるわけでありますけれども、国の政策で炭鉱がぶれて人口が減るということですので、激変緩和措置と

いう形でこれも必要な措置と思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

○説明員(谷本正憲君) 御指摘の短期急減補正でございますが、これは特に炭鉱ということには私も限つていいわけござりますが、炭鉱の閉山なりあるいは造船不況等のいわゆる企業不振等

によりまして、人口が短期間に急激に減少した市町村につきまして、不用となる公共施設の除去で

ござりますとか、そういう施設にかかります起債の繰り上げ償還等臨時のかつ緊急の需要が生じるであろう、これが市町村の財政を圧迫するということが考えられるということで、単年度限りの措置として設けたわけでございます。

平成三年度につきましては、現在、別途地方交付税法の一部改正法案を国会にて御審議いただき、いるところでございますので、具体的中身につきましては今後検討していくことになろうと思ひますが、平成三年度につきましては、この短期急減補正につきましては、その存続というものを私ども十分念頭に置いて、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○高崎裕子君 平成三年度はもう当然ということを前提で、四年度以降これもぜひ検討していただきたい。

次に、指定解除についてお尋ねします。答申では、先ほど緒方長官が言われましたけれども、一定の見直しを行う、答申でこうなつてあるわけですから、五年後の時点で、解除ではなくて、見直すということだということですね。

○政府委員(土居征夫君) 地域の指定の件につきましては、先ほど資源エネルギー庁長官からお話を申し上げたとおりでございます。その中で、法延長時の地域の見直しにつきましては、一定の猶予期間を置いて指定を解除すべきである。そういう答申になつております。さらに、それ以外の旧産炭地域につきましては、おおむね例えば五年程度の一定期間経過後に、地域の指定の見直しを行うべきであると答申になつておるわけでござります。

これにつきましては、午前中の衆生参考人の御意見にもありますように、産炭地域振興審議会の中では、こういつた旧産炭地域につきましては、閉山から長期間もつたておるというこ

格、こういったものにかんがみまして、この一定の例えれば五年という期間について振興対策の目標

年次を設定して対策を行い、その期間経過後に見直しを行なうべきであるという趣旨につきましては、そういったことからその時点で原則として指定を解除すると。ただ、見直しということになつておりますので、その時点での判断によつてなお延長の可能性というのは否定しないけれども、基本的には、そういう意味である、そういうふうに我々としても受け取つております。

○高崎裕子君 衆議院の石特で、これは三月七日ですけれども、岡田議員の質問に対し、今言われたように、答申の趣旨は五年後に解除をするという考え方で見直しというふうに言はれております。されども、答申自体にはそんなことは全く書かれていません。

ですから、今そういうことであれば、五年後に解除というふうに書いてあって、そうではない、あくまで見直しと、法ができるとそして審議会でこの見直しについて判断をしていくということですから、答申の見直し、答申を踏み越えたことではなくて、答申の見直し、答申を踏み越えたことではなくて、見直しということで、あとは審議会の判断に任せらるべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(土居征夫君) 基本的には、この法律の延長後開かれます産炭地域振興審議会におきまして、最終的にこの基準が確定するということござりますので、その審議の結果にまちたいといふことでござりますけれども、要するに見直しといふ表現でございますので、解除そのものではないということで、要するに延長される可能性といふことは当然中に入つておるわけでござります。

その見直しの意味につきましては、昨年の審議会の答申までの審議の経過、それから参考人の意見、こういつたことを踏まえまして、先ほど申し上げましたように受け取つておるということでござります。

○高崎裕子君 答申があくまで見直しということで

せらるべきだということを強く言いまして、次の質問に移ります。

○宗谷、留萌の両圏域ですが、宗谷の豊富町、留萌の羽幌町、いずれも六条町村というこの代表例で実態を見てみたのですが、人口の減少は続き、商業の動きも三年間で豊富は六件減少、販売額は三十一億円の減少と二五%減なんです。羽幌も同様に十五件、十五億四千万円の減少。そして財政状況も極めて深刻だと。財政力指数が毎年減つて、豊富で〇・一六九、羽幌で〇・二一四、地方税も歳入に占める割合が、豊富で七・八%、羽幌で一・八%、地方税も毎年低下し続けている。

そのため、借金残高が、豊富で四十四億七千三百万、地方税の十倍以上、羽幌も五十五億六百万、地方税の七・二倍と大きな借金を抱え込んでいます。

これで産炭地指定を外すとなると、豊富は一億四千二百十三万と町の収入の三〇・五%を占めている、羽幌も一千八百三十二万と収入の一・二・一%を占めて町の財政の影響は大きいといふことで、私が指摘した指標など、自治体の財政、経済状況等を総合的に考慮した基準にするよう十分検討していただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(土居征夫君) このたびの産炭地域振興臨時措置法の延長に際しましては、十年延長といふことでございますが、当然その前提として地域の見直しを行なうべきという答申になつております。しかし、その炭鉱の閉山からかなり長期間たつておりますいわゆる旧産炭地域につきましては、法延長に際しての解除と同時に一定期間経過後の見直しといふことが答申されているわけでござります。

その考え方は、要するに閉山による疲弊からの回復というのも一つのめどでござりますけれども、同時にその閉山からの、疲弊からの回復がなされていなくても、炭鉱の閉山による影響がその地域の足を引張っているものがどの程度であるのか、そういう観点から、現在の地域の疲弊度に

かかわらず、地域の見直しを行なうべきである。そういう答申をいただいております。

具体的な地域の問題につきましては、法延長後の審議会での議論ということになるかと思いますけれども、その後産炭地対策が実施された後過疎

地域活性化法その他一般的な地域振興立法もいろいろできてきてはいるということからしますと、そういう回復の度合いとの問題とは別に、炭鉱の閉

山の影響の希薄化といった観点から見て、この影響が著しく希薄化した地域については、むしろ一般的な他の地域振興対策にゆだねていくべきであ

る、そういう答申をいただいておるということをございますので、そういうたところを踏まえながら、その法延長後の産炭地域振興審議会での基準

○高崎裕子君 それでは、実施計画についてまと  
いといふううに考えております。

めでお尋ねしますが、座談会振興会にとって、被災地復興から脱して経済回復させるという点で非常に重要なになっていけるわけで、累積閉山量のみで五年まで

たということから出発すると、産炭地振興の後害は否定することになつて、最大の財政力指数さえ関係なくなつてしまふわけですね。

ですから実施計画の性格というものは、その地域の人口、生活保護率、商業の動き、工業出荷額、そして財政力など財政経済指標が回復し、あくまでも健全な二〇〇〇年計画になれば

るが進むべきことをを目指した計画でないとおかしくはない。そういう振興対策でなければならないと考えますが、この点はいかがでしょうか。

そこで、今回和事が原案とつくって、関係市町

反映されないと、尊重されないと意味がないといふことで、実施計画を策定する過程で国が財政的な裏づけを持つということが極めて大事になつて

おりますが、この点はつきりさせていただきたい。

関係市町村が一番危惧しているのは、実施計画は作成したと、しかし財政的な裏づけがないから

と、どんどん縮小された計画で細々とした計画に結果的にはならないかと。真の振興にならない計画で、そして十年たつても結局実効性は上がらないかったと。しかし、今度は国がお仕任せたのではなくて、地元が意見を上げて知事が一緒につくったのだと。だから、これで打ち切りになるのじゃないかということを物すごく心配されているわけです。ですから、そうではないということで、その点はつきりさせていただきたいと思います。

そして、あと大臣に最後にお尋ねしたいのは、旧炭鉱跡地の整備で、抵当権などの担保が設定されている場合に、なかなか土地が利用できないという問題がありますが、国が介入して努力せよとう答申をいただいているという、衆議院での御答弁もございました。

開銀とかNEDOなど、政府系の機関であれば、過去に指導して解決した例もありますし、ぜひ積極的にお願ひしたいし、炭鉱所有地の取得など、環境整備についての自治体の負担軽減等々、財政的な支援、重点的かつ強力な支援策にふさわしいものを、関係省庁にも地方債の補充措置とかさ上げという点で、ぜひ所管庁としての責任を持った対応をしていただきたいということで、最後に大臣の決意もあわせてお願ひいたします。

○政府委員(緒方謙二郎君) 実施計画につきましては、先ほどもお答えをいたしましたように、地元のニーズ、実情に一番合いますよう、地元の道県知事が関係の市町村の意見を聞いて原案を作成し、それを財政の裏づけが必要でございますので、関係省庁の協力を得ながら、また関係の道県知事とよく連絡をとりながら通産省で決定する、こういうメカニズムにしたわけでございます。関係省庁の協力を得ながら、また関係の道県知事とよく連絡をとりながら、地元のニーズを生かし、地元の自主性というものを尊重し、本当に地元の発展に寄与するような実施計画をつくるよう、最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、跡地利用に際しての抵当権等の私法上の債権の問題でございますけれども、これらは

基本的には私法上の問題ということありますけれども、審議会の答申におきましても、金融機関と担保所有者との間の債務処理の過程での個別事情を十分考慮しつつ、産廃地域振興の観点から、問題解決の促進に向けてあせんに努めるべきであるといふような趣旨の答申をいただいておりますので、この答申の趣旨も踏まえまして、問題の解決に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○国務大臣(中尾米一君) 高崎委員の御指摘でござりますが、これはもう、しかもなおかつその地域まで大変に御勉強なさり知悉して、そしてこの辺は御質問でござつた事項であります。

ようが従業員に当たつておるわけでござりますから、大変に傾聴させていただきました。

うことでございましたから、衆議院の石特の話が先ほど出ましたけれども、そのときにも私は早速行動をとらせていただきまして、小里労働大臣が

るいは吹田自治大臣等にも早速この点を申し上げまして、このような強い要請があるから、三省だけにとどまらないわけでござりますけれども、お

互いに三省だけでもこの問題点を結束して、この問題の六月の答申に向かっても解決にいそしんでいいこうではないか、こういう申し合わせはしたつ

そこで、先ほどエネルギー庁長官の方から、  
もりでございますし、その作業も行われる予定で  
ございます。

の担保分離の取り扱い等々の問題を含めて、本来の債権者たる金融機関と担保所有者との間の私法上の問題であるといふものの、この問題点について

いつもお話をございましたから 私は多少抽象的にはなりますけれども、この深刻な影響を受けていたる状況に関する考え方、認識なども述べ

てみたいかと思うわけでござります。  
考えてみると、過去三十年間近くにわたります産炭地域振興対策の結果、多くの産炭地域に

お詫びましては、基盤整備あるいは企業誘致等においては、相当程度の進捗が見られているとのことでござりますけれども、特に第八次石炭政策

下では、閉山・合理化の過程における炭鉱の所在による産炭地域において、今日なおさらなる人口の減少あるいはまた地方公共団体の財政の逼迫などの問題は抱えているものだなということを、先ほどのいいろいろの討論の中でも感じとった次第でございます。

なおかつ、地元の声を大事にして、地元の地域、市町村あるいは知事等の声を十分に反映する施策を第一原則にしなければいかぬぞというお薦めも身にしみるものでござります。このためには、産炭法をさらに十年延長することいたしまして、また現行産炭法の対象地域の間での財政力、あるいはまた石炭鉱業の不況による影響度の大きな差が見られることにかんがみまして、地域指定の見直しをまず行おうではないか。そういうふうとともに、第八次石炭政策影響地域等を中心とする対策の拡充にこれ努めていくことが第一課題とあるなど、このようないくつかの点でござります。

そのような方向で、全力を挙げて六月の答申を待ちながらも、なおかつ先ほどの長官の言った三つのような段階もございますが、踏まえまして、私ども全力を投球することをお約束申し上げたいと思っておる次第でございます。

○委員長(名尾良孝君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(名尾良孝君) 次に、商標法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中尾通産大臣。

○國務大臣(中尾栄一君) 商標法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年におけるサービス取引の発展には著しいものがあり、サービス事業者がその提供するサービスについて使用する標章であるサービスマークの重要性が高まっております。

また、経済活動の国際化が進む中で、サービスマークについて登録制度が導入されていないたゞ

に外国の事業者の使用するサービスマークが我が国で適切に保護されていないとの海外からの批判も高まっています。

このような状況に対応して、商品について使用者の業務上の信用の維持及び需要者の利益の保護を図るために、今般、本法律案を提案した次第でござります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、商標の定義の改正であります。商標の定義を現行の商品について使用をする標章から商品または役務について使用をする標章に拡大することにより、サービスマークについても商標法に基づく登録制度の対象とすることとしております。

さらに、制度の導入に際し既存のサービス取引秩序が混乱することがないよう以下の経過措置を講じることといたします。

第一は、本法施行後六ヶ月が経過する前から不正競争の目的でなくサービスマークを使用している者については、登録をしなくともそのサービスマークをそれまで使用していた業務の範囲内で引き続き使用できることといたします。

第二は、本法施行後六ヶ月間になされたサービスマークに係る商標登録出願については、その出願日の先后は問わず同日出願扱いとすることといたします。

第三は、本法施行後六ヶ月間に、相互に抵触するサービスマークに係る商標登録出願が複数なされた場合には、既に使用されているサービスマークを、いまだ使用されていないサービスマークに対して優先的に登録することとする等所要の措置を講ずることといたします。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げる次第でございます。

○委員長(名尾良孝君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四分散会

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

二、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

三、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

四、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

五、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

六、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

七、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

八、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

九、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

十、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

十一、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

十二、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

十三、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

十四、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

十五、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

十六、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

十七、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

十八、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

十九、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

二十、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

ついて、同条第六項に規定する先物取引(同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引であつて、同条第六項に規定する先物取引に類するものを含む)を行うこと。

二、特定商品その他の価格の変動が著しい物品(鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利を含む。以下同じ。)として政令で定めるもの(以下「特定物品」という。)について、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該商品の売買取引を成立させることができるもの(以下「オーバー」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対する対価を支払うことを約する取引を行うこと。

三、特定商品その他の価格の変動が著しい物品又はその使用(鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利)に付随する権利(以下同じ。)として政令で定めるもの(以下「指定物品」という。)を取得(生産を含む。)し、これを譲渡し、使用し、又は使用させること。

この法律において「商品投資契約」とは、次に掲げる契約であつて、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一、当事者の一方が相手方の業として行う商品投資のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として商品投資により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額(当該出資が損失によって減少した場合にあっては、その残額)の返還(以下「利益の分配等」という。)を行うことを約する契約。

二、各当事者が出資を行い、業務の執行を委任された者が共同の事業としてその出資された財産を主として商品投資により運用し、当該運用から生ずる収益の分配及び当該出資の価額に応じて分割された残余財産の価額の返還(以下「収益の分配等」という。)を行ふことを約する契約。

三、外国の法令に基づく契約であつて、前二号に掲げるものに類するもの。

この法律において「商品投資受益権」とは、公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一、商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介(以下「締結等」という。)

二、商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介(以下「販売等」という。)

三、外国の法令に準拠して設立された法人(以下「外国法人」という。)に対する権利であつて、前二号に掲げるものに類するもの。

四、この法律において「商品投資販売業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいう。

一、商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介(以下「締結等」という。)

二、商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介(以下「販売等」という。)

六、この法律において「商品投資顧問契約」とは、当事者の一方が、相手方から、商品投資(第一項各号に掲げるもののうち政令で定めるものに限る。以下「特定商品投資」という。)に係る投資判断(投資の対象となる物品の種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断)第一項第一号に規定する先物取引(特定商品に係る商品取引所法第一項第六項第一号に規定する取引を除く。)及び第一項第二号に規定する取引にあつては、行うべき取引の内容及び時期についての判断)をいう。以下同じ。)の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断







定する事項を表示しなければならない。

商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業務に関して広告をするときは、商品投資顧問業約を締結している顧客から一任されれて行った投資の実績その他主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

第三十八条

**第二十一条** 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかに定める。

(忠実義務)  
第四十一条 商品投資顧問業者は、法令の規定及び商品投資顧問契約の本旨に従い、顧客のため忠実に商品投資顧問業を行わなければならぬ。

あるのは「第三十二条において準用する第四条第一項」と読み替えるものとする。

四

## 第四章 種類 (外国法人に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的観察等)

**第四十五条** 商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が外国法人である場合において、当該商品

投資販売業者又は当該商品投資顧問業者に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読

替えその他この法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定ある。

(営業のために締結する商品投資契約等の適用  
除外)

**第四十六条** 第十六条から第十九条まで 第二十  
二条から第二十四条まで（第四十三条において  
準用する場合を除く。）第三十五条から第三十

並月一回報告を令す。第三十五条から第三十九条まで及び第四十二条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、商品投資契約等又は商品投資

顧問契約であつて、商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が当該商品投資契約等又は当該商品

品投資顧問契約の締結等を有する者（第十六条から第十八条まで及び第三十五条から第三十八

条までの規定については、資本の額が主務省令で定める金額以上の株式会社その他主務省令で

定める者に限る。」が営業のために又は営業として締結し、又は締結しようとするものに付いては、適用しない。

(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の適用除外)。

**第四十七条** 海外商品市場における先物取引の受

諸等は國外の各第三条の規定に、商品投資顧問業者が海外商品市場における先物取引の受託等を行う場合三つ、とは、適用へ。

等を行ふ場合においては、適用しない  
**(銀行、信託会社等の適用除外)**

**第四十一条 第二章の規定は 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他のこの法律以外の法律の規定並びに二つ以上の法律の規定による不一致の場合は**

法律の制定でこれにより商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものについて

第九部 商工委員会会議録第四号 平成三年四月一日





平成三年四月十七日印刷

平成三年四月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局